

平成21年6月甲良町議会定例会会議録

平成21年6月5日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成20年度甲良町繰越明許費繰越計算書について〔一般会計予算〕
- 第4 報告第2号 平成20年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告について
- 第5 報告第3号 平成21年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告について
- 第6 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて〔滋賀県市町土地開発公社定款の一部を変更する定款〕
- 第7 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて〔甲良町税条例等の一部を改正する条例〕
- 第8 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて〔甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕
- 第9 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて〔甲良町税条例の一部を改正する条例〕
- 第10 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて〔甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例〕
- 第11 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて〔損害賠償の額を定めることについて〕
- 第12 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成20年度甲良町一般会計補正予算（第7号）〕
- 第13 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）〕
- 第14 議案第26号 平成21年度甲良町一般会計予算補正予算（第1号）
- 第15 同意第4号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第16 同意第5号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第17 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎
11番	北川豊昭	12番	山田壽一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	保健福祉主監	山崎義幸
産業振興主監	茶木朝雄	建設水道主監	中山進
人権主監	米田義正	総務課長	山本貢造
税務課長	小川昭雄	保健福祉課長	大橋久和
人権対策課長	山本一孝	学校教育課長	奥川喜四郎
建設課長	若林嘉昭	産業振興課参事	川嶋幸泰
子育て支援センター所長	山本晃子		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	村田和久廣	書記	宝来正恵
------	-------	----	------

(午前 9時15分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成21年6月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 山崎議員および6番 宮寄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

山崎町長。

○山崎町長 おはようございます。

本日、平成21年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

まず、総合計画策定に関してであります。地方自治法に、市町村はその事務を処理するにあたっては議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定められており、平成21年度内に甲良町新総合計画の策定に向け、取り組みを進めています。本年度上半期はあらゆる機会を通じて住民の意向を反映するよう作業を開始し、5月31日には区長推せん公募委員61名で構成する総合計画町民策定委員会をスタートいたしました。

また、本年の集落懇談会は、総合計画にテーマを定め、住民アンケートの各種データを整理し、集計結果を報告するとともに、住民からのアイデア、事業、施策への提言など、ご意見を賜っております。5月23日の下之郷を

皮切りに、現在3集落の懇談会が済み、6月末日まで全集落を一巡する日程を調整しているところであります。

次に、定住自立圏構想の取り組みであります。去る4月13日の議会全員協議会でご報告いたしましたとおり、4月15日に中心市の彦根市から湖東定住自立圏中心市宣言が作成され、公表されました。平成21年度は定住自立圏形成協定締結に向け、1市4町で推進本部を設置し、その推進本部の事務を円滑に推進するため、中心市宣言の資料に明記されている主要連携項目の図書館ネットワーク、地産地消、公共交通ネットワーク、医療連携、職員交流の5つの部会を所属職員で編成し、具体的施策の検討を行うこととなります。議会には、その進捗状況を報告させていただきたいと考えております。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成20年度一般会計予算において、翌年度に3億3,776万1,000円の明許繰越をしました。計算書の報告であります。

報告第2号および報告第3号は、滋賀県土地開発公社の平成20年度事業ならびに財務諸表の報告および平成21年度事業計画収支予算と資金計画の報告でございます。

承認第1号は、適用法律改正に伴い、滋賀県市町土地開発公社定款の一部改正を専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第2号、承認第3号および承認第4号は、地方税法の一部を改正する法律および地方税法施行令の一部を改正する政令ならびに地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、平成21年5月1日付人事院勧告をふまえて、特別職および一般職員の6月期末勤勉手当の支給月数を減額することについて、専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第6号は、財物事故による損害の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第7号は、平成20年度一般会計補正予算第7号で、2,424万8,000円を減額し、総額37億1,816万7,000円の専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第8号は、平成20年度土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)で、559万円を減額し、総額441万2,000円の専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第26号は、平成21年度一般会計補正予算（第1号）で、7,715万7,000円を増額し、補正後の予算額を38億5,915万7,000円とするものでございます。主に、国の緊急経済対策に伴う補正を計上しております。

歳出では、子育て支援センター建設工事費、農業整備費、教育施設環境整備費、歳入では、地域活性化対策臨時交付金、緊急雇用創出特別推進事業補助金、財政調整基金の取り崩しの取りやめの計上等でございます。

同意第4号は、任期満了に伴う甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めるものでございます。

同意第5号は、欠員に伴う甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めるものでございます。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○山田議長 それでは、日程第3 報告第1号から日程第5 報告第3号までを一括議題といたします。

報告書が提出されておりますので、順次報告を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、報告第1号 平成20年度甲良町繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越しをさせていただきますので、ご報告を申し上げます。

お開きをいただきたいと思います。

平成20年度甲良町繰越明許費繰越計算書（一般会計予算）でございます。2款 総務費1項 総務管理費、定額給付金給付事業、翌年度繰越額1億3,272万4,000円、3款 民生費1項 社会福祉費、呉竹老人憩の家等解体事業1,821万7,000円、地域介護福祉空間整備事業1億8,122万1,000円、2項 児童福祉費、子育て応援特別手当支給事業、翌年度繰越額559万9,000円、合計、翌年度繰越額3億3,776万1,000円、財源内訳といたしまして、既収入特定財源6万1,176円、国庫支出金2億5,826万1,824円、一般財源が7,943万8,000円でございます。

続きまして、報告第2号でございます。平成20年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告についてでございます。

冊子の方、4ページをお開きいただきたいと思います。

事業関係となっております。土地の保有状況につきましてご説明申し上げます。面積、期首残高、12万1,127.88平方メートル、本年度中の増加なし、減少2万3,300.06平方メートル、期末残高9万7,827.82平方メートル、簿価格21億4,727万3,595円、増加1,283万6,448円、減少8億1,842万2,632円、期末残高13億4,168万7,411円でございます。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

財務の概要でございます。事業収支の概要ですが、用地売却収益、施設収益の合計8億1,844万7,582円の計上に対し、事業費用は用地費用、施設費用、支払利息ならびに管理費の合計8億2,961万1,036円でありました。したがって、当期の事業収支は1,116万3,454円の損失でありました。なお、当期は公社が保有している申出事業用地のうち、償還の完了した5申出事業用地を売却されたということでございます。

2番目、事業外収支の概要では、基本財産および財政調整基金の運用による収益のみであり、15万2,470円の利益の計上でありました。

以上の結果、当年度は1,101万984円の純損失の計上であったというものでございます。

以上で報告を終わらせていただきまして、続きまして、報告第3号の平成21年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告についてに移らせていただきます。

それでは、冊子の1ページをお開きいただきたいと思います。

2番の事業関係でございます。土地の取得、造成、管理処分でございます。て、(1)土地の取得、造成につきましては、各設立団体からの新規事業の申し出予定がないということが明記されておりますし、今後あれば、これに対応した予算措置をとるというものでございます。

(2)土地の管理処分でございます。平成21年度処分予定、面積といたしまして2,324.4平方メートル、元金5,004万7,000円、利息392万円、合計5,396万7,000円でございます。

続いて、3ページでございます。

土地開発公社の収入支出予算でございます。総額を第1条で見ていただくとおり、収入支出それぞれ1億8,500万8,000円とお願いするものでございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

公社の資金計画でございます。表の部分でございます。事業資金といたしまして、平成20年度末借入金残高見込みは6億2,123万9,000円、

本年度の借り入れはなしで、返済は1億6,232万9,000円、平成21年度末借入金残高見込みは4億5,891万円となるというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山田議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第6 承認第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて(滋賀県市町土地開発公社定款の一部を変更する定款)。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて。

このたび適用法律の改正と郵政民営化に伴う郵便貯金が廃止されたことに伴い、滋賀県市町土地開発公社定款の一部を変更する定款について、地方自治法の定めにより、平成21年3月27日に専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

滋賀県市町土地開発公社定款の一部を次のように変更する。

第7条第5項中「民法(明治29年法律第89号)第59条」を、「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第16号第8項」に改める。第18条第1項第1号ア中「(昭和47年法律第66号)」を削る。第25条第1項第2号中「郵便貯金または」を削る。

付則といたしまして、この定款は滋賀県知事の認可の日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7 承認第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町税条例等の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する議案理由の説明を求めます。

税務課長。

○小川税務課長 それでは、承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて。平成21年3月31日、地方自治法の規定によりまして、専決処分いたしました甲良町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されまして、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、甲良町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。

まず、第36条の2でございまして、寄付金税控除に関する申告様式を追加するものでございます。

第38条につきましては、第47条の2の改正に伴う引用条項の削除でございます。

47条の2につきましては、前年中の所得に給与所得、公的年金等所得等に係る所得以外の所得がある場合に特別徴収税額に加算して徴収する規定を削除するという内容のものでございます。

それから、第47条の3、第47条の5につきましては、条例第47条の2第2項の削除に伴う用語定義の削除でございます。

56条につきましては、固定資産税の非課税適用の拡充でございまして、新たに非課税となる施設の追加でございます。

次に、第58条の2でございまして。これにつきましては、固定資産税の非課税の適用を受けようとする社会医療法人がすべき申告でございまして、申

告書の規定の整備でございます。

第59条につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の追加でございます。

第93条につきましては、民法の規定を引用する条項が改正されたことに伴いまして、民法の規定に法律番号を追加するものでございます。

付則の第8条でございます。これは、「前条第1項」を「前条」に改正するというものでございます。

それから、付則第10条でございます。これは地方税法改正に伴う引用条項の削除でございます。

それから、付則第10条2でございます。こちらも引用条項の改正でございます。

それから、付則第10条の3でございます。これについては阪神淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございまして、適用年度が終わりましたことによる削除でございます。

それから、付則第11条、第11条の2、第12条、それから第13条、第15条の2につきましては、平成21年に評価がえになることから対象年度を改正するものでございます。

付則第11条の3につきましては、既定の条例が削除に伴いまして条文の削除でございます。

それから、付則の第16条の4、付則第17条、同じく18条、19条、第20条の2、第20条の4につきましては、寄付金税額控除の算定に係る改正でございまして、土地等に係る事業所得、あるいは長期譲渡所得、短期上記所得、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得、条約適用利子の配当等を追加するものでございます。

付則第17条の2につきましては、適用年度の周期を、平成21年度から26年度までに延長になったことによる文言の改正でございます。

それから、平成20年度の改正条例の付則第1条、これは第2条関係でございますけれども、今回、配当割あるいは株式等の譲渡所得割の特定規定廃止に伴う規定の整備でございます。

それから、平成20年度改正の条例付則第2条でございます。特定地域雇用促進法人が公益法人および公益財団法人に移行するまでの間についての寄付金控除の対象とする読みかえ規定の改正でございます。それと配当割、株式等の譲渡所得割の特定規定廃止に伴う規定の整備でございます。それ以外につきましては、改正に伴う項ずれでございます。

この条例につきましては、施行期日といたしまして、平成21年4月1日から施行するものでございまして、2条につきましては、固定資産税に関す

る経過措置でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

改正項目を数えますと、ざっと30を超えるんでしょうか、あります。それぞれ文言の整理や、それから必要な改正点だというように思いますが、今回の背景、それから改正の中心点、税法がいろいろ変わっていますが、その中心点を改めて要約をして説明をいただきたいというように思います。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 今回の中心点でございますけれども、公的年金の特別徴収制度が10月から始まります。当初の条例では公的年金とそれ以外に係る分については合算して特別徴収をするという内容になっておりましたけれども、今回の改正で年金の所得のみを特別徴収するということで、ただし、介護保険等についても、対象については介護保険も特別徴収をしているという対象の人に限って公的年金も一緒に徴収するという内容のものでございます。

それと、固定資産の方については、大きく非課税の適用の範囲の拡充ということでございまして、今回、社会福祉法人とか、あるいは健康保険組合連合会とか、国家公務員の共済組合等々が設置する養成所の施設等についても拡充をするということでございます。それと、社会医療法人、滋賀県では草津の総合病院だけが該当するんですけれども、そちらについても一定の要件を満たす分については非課税扱いにできると。申告によって非課税扱いになるというものでございます。

それと、あとは寄付控除にそれぞれの所得等で今回長期譲渡なりとか、あるいは短期譲渡所得等々も合算をして、寄付控除の算定に用いるという、今回はその点が大きな改正内容になっております。

以上です。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8 承認第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○小川税務課長 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて。

こちらにも税条例と同様に、3月31日付で地方自治法の規定によりまして専決処分いたしました。こちらにも地方税法等の一部が改正されましたことによる改正でございます。

まず、第2条でございまして、「9万円」を「10万円」、介護分の限度額の改正でございます。

それから、第23条については「9万円」を「10万円」に改めるものでございまして、これも同様でございます。

それと、同条の第2項および第3項については、2割軽減につきまして、申請をしなくても一応職権で2割軽減をするというものでございまして、条文の削除でございます。

この条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2条については適用区分の規定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

1点だけお尋ねをいたします。現在、現行で限度額9万円の方は、町内で

何人適用されておられるのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 現在はまた確定はしておりませんが、前年度ベースでいきますと35件の方が該当するという事です。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 承認4号について討論いたします。

介護保険料を引き上げの方向ということで、9万円から限度額が10万円、適用されている方が現行で35件という少人数であります。引き上げの方向に作用するものであります。ちなみに国民健康保険についても限度額が以前引き上がっています。介護保険に対する政府の財政保障こそ充実すべきときが来ています。国民に負担の拡大を求めることは、その逆行と言わねばなりません。

今、麻生総理のもとで、福祉、社会保障の財源に消費税の引き上げで賄おうとするねらいが強まっている中で、改めてこの機会に介護保険事業をはじめ、社会保障の財源は大企業への行き過ぎた減税をもとに戻すこと、また、5兆円に上る軍事費の一部を削減することを強調しておきたいと思っております。

そして、国民健康保険の2割軽減については、申請軽減でありましたが法定軽減に改善をされた点は評価をしながら、全体としてこの引き上げの方向を示すという点で反対の意思を示して討論させていただきます。

○山田議長 ただいまの西澤議員、4号とおっしゃいましたけども、承認第3号ですので、訂正の方、よろしく申し上げます。

○西澤議員 間違えまして、承認3号です。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 着席願います。

起立多数でありますので、よって、承認第3号は原案のとおり承認されま

した。

次に、日程第9 承認第4号を議題をいたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○小川税務課長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定によりまして、平成21年5月20日に専決処分いたしました甲良町税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

こちらにつきましては、この6月4日に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行されました。それに伴いまして規定、申告に係る規定の追加と、それから第7項、8項については地方税法の施行規則の改正に伴う引用条項のずれでございます。これについては、優良の住宅と認定された場合には申告することによって一定の税額が減額されるという内容でございます。この条例につきましては、平成21年6月4日から施行するものでございまして、第2条については固定資産税に関する経過措置でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席ください。

起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10 承認第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例) につきまして、地方自治法の定めにより、平成21年5月20日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものであります。

まず、1つ目の条例改正の甲良町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

付則に次の1項を加える。(平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当の特例措置)。

16 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第22条第2項および第3項ならびに第23条第2項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第23条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

2つ目の、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第3条第1項中「100分の155」を「100分の140」に改める。

付則に次の1項を加える。(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)。

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

3つ目であります。甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間に関する条例の一部改正。

第2条第1項中「100分の155」を「100分の140」に改める。

付則に次の1項を加える。(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)。

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 5点まとめてお尋ねをいたします。

議案説明の全協でも若干論議がありましたし、質問もいたしましたが、改めてお尋ねをしたいというように思います。

1つは、減額となる総額です。一般職と特別職に分けて881万7,000円という総額で示していただきましたが、この区分けがされておりましたら、区分けしてご報告願いたい。これが1点です。

2点目は、一般職職員の平均の減額が幾らになるのかというところであります。

3つ目は、職員組合と協議をしたということでお答えを全協のときにいただきましたが、その内容ですね。職員組合の主張がどうだったのか、どういう言い分を持っておられるのかという点でご報告願いたいと思います。

4点目は、町職員も含めて労働者の賃金が減ることについての影響、町内影響や経済的な影響、そしてもう一つは、職員のやる気の問題も出てくると思います。そういう点でどのような影響が出るのかということ考えたかどうか。

5つ目に、この人事院勧告の緊急勧告が出た段階で、20日過ぎだったというように思いますが、月曜日に直接お会いはできませんでしたが、メモで、専決処分ではなく、大事な問題でありますので、彦根市がやったように、また後で聞きますと多賀町もこの問題については臨時で開いて議案として提出をして議会の論議にかけたということでもありますので、専決をすべきでないというように私は申し上げてまいりました。この点についても見解を求めたいと思います。

以上、5点、まとめて質問をいたしますのでご回答よろしく願いします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず、一般職、特別職の減額総額については、881万7,000円、昨日の全協で申し上げましたとおりであります。特別職の

町長、それから教育長につきましては月額報酬が定められておりますので、マイナス0.15カ月をした金額でございまして、特別に算出はしておりません。総額算出のみでございます。

それから、平均のマイナス額であります。職員47歳、マイナス金額が、今回8万円でございます。それから、職員組合との協議であります。協議をさせていただきましたが、コメントとしては不満であるけれどもやむを得ないというコメントでございます。

4番目に、労働者の賃金に与える影響。やる気の問題。少なからず生活に影響するというふうに思っておりますが、人事院勧告を尊重するという原則がありますので、社会情勢上、民間と均衡上やむを得ないというふうに思っています。

5つ目は、専決処分すべきではないということにつきましては、西澤議員のおっしゃるとおりで、議会の議決に付すべきであると。したがって、臨時議会を開くか、6月議会を前倒しをして日程調整をすべきというふうに思いましたが、5月末の行政日程を勘案いたしまして、今回、専決処分させていただきました。ご提言いただいている原理原則はそのとおりだと認識をしております。

以上でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 再質問の1点は、一般職と行政職、これは町民的にも今現在一般的に公務員たたきが非常に強い中でありますので、一概には言えませんが、私たち、特別職については犠牲を負うというのも1つの選択肢だと思っております。労働者、職員にしわ寄せをかけるというのは筋違いだということに思っておりますので、この区分けは金額として別計算をしていただいて、しかるべきところで報告をいただきたいというように思います。

もう一つは、労働組合の関係ですが、これは時間的な問題もあると思っております。処遇、待遇の点では、近隣の町村、市町と比べてみて高いわけはありません。等級としても低い方に部類すると思っております。北の方に行きますとその分は低くなっていると思っておりますが、この湖東圏域でいきましても高い水準ではないというように思うんです。そういう点からも、この論議はどのぐらい時間をかけて職員との協議をされたのか、これが2点目であります。

労働者の経済的な影響、町内的にも、また仕事に対する報酬、評価という点もあるわけですから、この分についても庁舎内で、管理職クラスでどんな論議がされたのか、改めてお尋ねをしたいと思います。3点、よろしく願います。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 計算につきましては、ご意見等受けとめさせていただきます。

労働組合との関係であります、いずれにしても国家公務員の人事院勧告というのは、公務員、職員の給与が上昇する場合もマイナスする場合も尊重するという大前提でありますので、それについては今回もマイナスについても同様の認識をしているところでございます。

それから、職員の給与体系であります、従前からその指数であらわされるのがラスパイレス指数、国家公務員に比べて甲良町職員の給与水準はいかなものかという指数であります、甲良町職員91%で、近隣に比べても低いということは認識しております。これについては別途、給与体系については組合の方からも改善要望が出ておりますので、組合と当局で改善に向けた協議を開始するというところで、今その事務作業を進めているところでございます。管理職については特段協議、連絡等はしていないところでございます。

以上であります。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回の夏の一時金の0.2カ月カットについては、新聞の報道、マスコミの報道でもされていますように、異例中の異例、今までなかったことということで報道もされていますし、人事院勧告の制度自体が公務員のスト権剥奪のもとで、引きかえに公務員の給与体系、そして処遇改善について勧告をするという仕組みであります。そういう点から見ても、今回の緊急の提言は非常に異常なものであります。

もともと勧告は夏の一時金に間に合わないために年末一時金に反映されており、時間差はあっても全体として水準調整が行われる仕組みになっております。それを無視をして前倒しで削減するなどというのはルール無視も甚だしいものであります。

2つ目に、一時金カットは、自民党が減税法案を検討し始めたことが発端になっておりまして、選挙向けに公務員たたきとアピールすること、また、ルールの無視の賃下げ実績づくりがねらいでありまして、党利党略以外の何物でもないというように私たちは判断しています。

3つ目に、公務員の一時金削減は、春闘の今真ただ中の中で、民間中小企業の賃金を抑えて、審議が始まる地域別最低賃金改定にも冷や水を浴びせ

るものとなっています。

4つ目に、内需拡大による景気回復が求められており、そのために補正予算を出したと言いながら、内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はどこにもありません。内需拡大の最大のもと、景気回復のもと賃金の引き上げであり、雇用の創出であり、雇用を守ることです。その点で消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることになりかねず、国民生活と日本経済を、より政府と与党の党利党略優先の姿勢に追随することはできないものは明白であります。

以上の点をかながみて反対討論とするものであります。

○山田議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第11 承認第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることにつきまして、今専決処分につきましては、議会の委任による町長の専決事項に指定をされている町の公用車による交通事故を発生させたことによる損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより、平成21年4月3日付で専決処分いたしましたので承認をお願いするものでございます。

損害賠償の額を定めることについて。

財物事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

1、相手方、住所、滋賀県愛知郡愛荘町斧磨322番地。

氏名、所有者、西川浩貴（運転者 西川祐子）。

事故の概要でございます。

平成20年11月13日午後2時ごろ、打ち合わせのため公用車で多賀町役場へ向かう途中、国道307号線より多賀町役場駐車場へ入るため右折溜まりから駐車場へ進入途中、駐車場から出てくる左折車と接触し、相手車の右側前方およびフェンダー、ドア、バンパーに損傷を与え、あわせて公用車荷台右側ドア後方を損傷した。

損害賠償額でございます。金18万3,750円でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

事故の状況はきのうご説明いただいたわけですが、事故の状況から言うても、公道から出てくる車が左折、そして公道を走っている我が町の車が駐車場へ入る右折をするという関係から見ても、非常に納得ができないというように思うんです。示談の結果、過失割合が町職員7割となったということではありますが、先ほども言いましたように、公道を走っている側が7割で駐車場から出てくる車、しかも左折車ですから7対3の割合というのがなかなか納得できないわけです。

そこで、質問の内容は、要は話し合いの結果、こちら公務員だということ、折れたのではないかと、というように察するわけですが、その点、どうなのかということでもあります。これが1点です。

2つ目は、保険の補填額ですね。この決議を経て保険支払いが実行されるというように理解するんですが、その際、町の持ち出し分はあるのかなのか。あるとすれば幾ら町が持ち出しをする必要があるのか。つまり自己負担分ですね。これが2点目です。

3点目は、町が運転者のペナルティー、こういう場合はされるということ、なんでしょうか。それとも、過失ですからそういうペナルティーは想定していない。ないしは、そういう規定がないかどうかという点です。3点、質問よろしく申し上げます。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 最終の過失割合であります、長引いたということと、示談が長引いたということは主張の相違があったということでございます。本町職員については、相手車はとまっていたと言うけれども、とまっていたら右

折をするときに注意をしていくんだから接触することはないと。相手車はとまっていたと言うけれども、左折する方に一生懸命で動いていたという主張の違いがありまして、それについては双方主張を加入の保険会社にゆだねたということでございました。

それから、結果としては7割過失でありますので、当然本町職員の不注意という点が多いと認めざるを得ないというところであります。

それから、2つ目の持ち出し金額につきましては、町村会の総合賠償保険に入っておりますので、本町の過失割合7割につきましては全額保険対応ということでございます。

それから、ペナルティーにつきましては、本人も交通法規ならびに安全運転に注意をするという始末書を提出しておりますし、21年3月1日付で、町長から事故を起こした本人に対しては文書訓告を、処分をしているということでございます。

以上であります。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 1点目の過失割合の点では、どう見ても、判例を比べたわけではありませんが、事故状況、先ほど言いましたように、公道を走っている側に7割をとられるという点では納得ができないんですが、せいぜい5、5だっただと思います。それで訴訟にずれ込むという道をとらずに話し合いという点で折れた面が私は多いというように率直に思っています。その点、話し合いの中でもそういうスタンスで望まざるを得ないこちら側の状況があったというように思いますが、純然たる交通事故上の過失の割合でいきますと、重大事故の人身事故だとか、それから物損でもっと金額が多くなると、それこそ真剣にならざるを得ないんですが、この程度ということで話し合い、つまり示談ですから、双方が譲り合うということもありますので、折り合いをつけたというのを率直にご報告願った方が私はいいと思っておりますので、その点、どうなんでしょうか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 ちょっと詳しくは申せませんが、ご推察のとおりだと認識しております。私たちの主張はそれなりにあったわけですが、相手主張が10対ゼロから始まりまして、裁判に持ち込む、あるいは家庭への文書嫌がらせ等々もありまして、事故を起こした本人は、早くやってほしいということでございましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひこの点は、背景に無理難題を言ってきたなというのを推測を、事故状況から見てもされますので、ぜひとも無理難題、無法な要求について

はきちっと対応する。この程度だったからここで許されたというように思いますが、今後の対応でぜひご注意、留意をしていただきたいというように思います。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどの質問の中でも触れましたが、事故状況から見ても甲良町側が7、3ということはある得ないというように私は思います。しかし、公務という仕事で携わっている限りどこかで折り合いをつけるということもあり得ることでありますので、今回、そういうことを一つ一つの道理を尽くして話し合う。それから、文書嫌がらせが別の、事故状況の非か是かというところの論議とは別のそういう手段を使っているというところから見てもそういう手段を許すということはよくないことでありまして、そのことを指摘をして、損害補償としては承認をしたいというように思います。

○山田議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第12 承認第7号を議題といたします。

原案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成20年度甲良町一般会計補正予算(第7号)〕。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、一般会計補正予算（第7号）でございます。お開きをいただきたいと思います。

今回の補正の金額につきましては、2,424万8,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算のそれぞれを37億1,816万7,000円にお願いするものでございます。補正の内容につきましては第1表でご報告させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款 町税、補正額1,362万5,000円の増額、2款 地方譲与税110万円の増額、3款 利子割交付金23万7,000円の増額、4款 配当割交付金31万8,000円の減額、5款 株式等譲渡所得割交付金108万2,000円の減額、6款 地方消費税交付金108万2,000円の減額。

2ページでございます。

7款 自動車取得税交付金、補正額340万1,000円の減額、9款 地方交付税1億134万4,000円の増額、13款 国庫支出金15万円の増額、14款 県支出金222万3,000円の減額、16款 繰入金1億3,259万円の減額、18款 諸収入8,000円の減額、20款 寄付金、組みかえでございます。歳入合計といたしまして、補正前予算額37億4,241万5,000円、補正額2,424万8,000円の減額をいたしまして、補正後の予算額を37億1,816万7,000円にお願いするものでございます。

続きまして、4ページ、歳出でございます。

2款 総務費、補正額149万5,000円の増額、3款 民生費1,823万4,000円の減額、4款 衛生費335万7,000円の減額、6款 農林水産業費664万円の減額、7款 商工費14万9,000円の減額、8款 土木費54万8,000円の増額、10款 教育費179万1,000円の増額。

以上、歳出合計は歳入合計に同じでございます。

続きまして、6ページでございます。

第2表 繰越明許費の補正でございます。

3款 民生費1項 社会福祉費の地域介護福祉空間整備事業、変更後は1億8,122万1,000円、変更前が1億7,900万円の変更をお願いをするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 この説明書で言えば16ページです。きのうの議案説明の中で、収入のところの13ページ、県の民生費の補助金で減額になっているところが、実績精算による減ということでご報告がありました。そこで、16ページの福祉医療費、それから日常用品用具給付費、合計で800万を超える金額が減額になっています。それで、課題を残しているのではないかという点で見解を求めたいというように思いますが、豊郷町は、県の制度に上乘せをして3級まで、この福祉医療制度を拡大をしたというように聞いています。それが間違いであればご訂正を願いたいんですが、こういう点でも当初予定をした、ないしは当初事業展開を計画をしたところに水準に達しなかったという点でも利用者、そして啓発、そして制度の充実そのものについての課題を残しているのではないかというように思いますので、見解を求めたいと思います。それが1点目です。

2つ目は、18ページの園芸作物の振興事業補助金191万6,000円が減額になっています。当初予算では、調べてみますと430万円が計上されています。その後、補正予算で増額をされておれば私が見落とししているのだというように思いますが、この段階で、当初予算の段階で見ても44%の減になっています。この点で、予算に見合う事業展開、そして必要に見合う、必要な宣伝や、それから啓発、そして事業の誘発ですね。生産者にこうなのを十分借りられますよというところで課題を残しているのではないかというように思いますので、その見解を求めたいと思います。2点です。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 まず、16ページであります。福祉医療費ならびに日常生活用具給付費であります。あくまでも課題を残しているわけではなく、実績に基づく精算ということになります。

○山田議長 産業課参事。

○川嶋産業振興課参事 園芸作物振興の補助金につきましては、補正で増額補正をしております。それで、最終的には2件の方が事業で補正をしたわけですが、事業費の展開によって来年度以降、21年度にその事業を回すということで減額させてもらっているものでございます。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 先ほどの園芸作物の関係でございますけれども、確定金額といたしましては979万8,000円ほどということになっておりますので、西澤議員さんの当初からの補正追加ということで、最終は970万前後までいっているということでご了解いただきたいと思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 最初の福祉医療の件ですが、実績精算をした結果を受けて、それそのものが制度的に拡充をしていく必要があるのではないかとこのように思いますし、それから、制度を知らない方が存在をするということはないと言い切れるのかどうか。つまり、この適用をされる方についてしっかりと、現時点でも利用できるということと、それから、制度を拡充して利用者を増やしていく。つまり、1級、2級だけではなくて3級にも増やしていくという点でも課題の検討が必要ではないかというように思いますので、その点のご回答を願いたいと思います。

もう1点の、18ページの園芸作物のところは、979万8,000円というご回答をいただきました。ここから見て申請、つまりこれの事業の申請の窓口の受付のところ、ぜひともこの大きな趣旨に沿う申請であれば一つ一つ拡充をしていただきたいというように思うんです。具体例は差しさわりがありますので言いませんが、窓口で申請をされた段階で、園芸作物を一つ一つ開発をしたい。また、自分のこだわり農業を展開をしたいという方の希望に応えるというところで広く要綱についても一つ一つ充実をさせていただきたいというように思いますので、その見解をお願いいたします。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 福祉医療費の、まず、その制度の拡大については、今どうのこうのと回答を申し上げませんが、この予算につきましては、当初4,458万5,000円の計上をしております。ただ10月か11月の時点でちょっと試算をしましたところ、ちょっと不足が生じるんじゃないかなというようなことで12月補正です、800万の追加補正をしております。そういった絡みで、ちょっとその見積もりが甘かったということでしょうか、今回、実質600万ほどを減額させていただいたというのが、この数字上でございます。

それから、この制度につきましては、当然身体障害者の手帳等ということになりますので、必ず本人さんにそういった福祉医療費の制度等の説明は十分しておりますし、また、通知等によりまして手続も毎月とっていただいているというようなことでございます。

○山田議長 産業振興主監。

○茶木産業振興主監 農業振興に係る補助事業の拡充でございますが、平成21年度におきましても新たな拡充をしてきているところでございますが、今後に向けても、集落の懇談会等も含めて地域のご要望もふまえた中での拡充計画は持っていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしく申し上げます。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この専決の補正について、年度最後の調整的な補正予算という範囲内で重大な問題点はないという点で賛成の立場であります。気づいた課題に限って指摘をさせていただいて、改善の点にぜひ臨んでいただきたいというように思います。

1つは、先ほども言いました福祉医療費の拡充の点です。障害者手帳、もちろんそうではありますが、障害者手帳の等級でわずかの差で受けられないという方がございます。という点でも3級、4級、場合によってはいろいろな幅を持たせて等級にカウントできない障害が今多数あらわれています。そういう点でもそこに応える福祉医療の充実をぜひお願いしたいと思っています。

2つ目は、障害者自立支援法に関係する県の緊急緩和措置も来年ですか、なくなります。という点でも町のフォローがまた切実に求められている点でありますので、この点もぜひ検討が必要かと思えます。

3点目は、園芸作物の振興事業の補助金であります。一つ一つ制度を充実させてきておられる点については評価をしてくれているわけですが、その点で、もう一つ踏み込んで価格保証、つまり販売の先が見えないという点でコストの保証や生産の保障がされても、次に売れるという点で生産費を賄うというところで不安を抱えて、パイプハウスが寝たままの状態にならざるを得ないというのを聞いていることもございます。そういう点でも、価格保証と一体としてこの園芸作物の補助制度の充実を求めていきたいというように思ひまして、賛成討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続きまして、会議を開会いたします。

次に、日程第13 承認第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)〕。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

人権主監。

○米田人権主監 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて。

地方自治法の定めにより専決処分するものです。平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算に559万円を減額し、歳入歳出予算の総額を441万2,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、1款 財産収入1項 財産売払収入、補正額559万円を減額し441万円に、歳入合計、補正前の額1,000万2,000円、補正額559万円減額いたしまして441万2,000円に。

2ページをお願いします。

歳出、2款 諸支出金1項 一般会計操出金、補正額559万円減額し441万円に、歳出合計は歳入合計と同額です。

この予算につきましては当初より努力目標を含めて予算化されましたが、内訳といたしまして4件で、呉竹3件、長寺1件の合計458.84平方メートルで、金額にしまして441万524円となりましたので、よろしくお願いたします。

以上です。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

3点、お尋ねをいたします。

1つは、この補正予算にもあらわれていますように、44%の売却、努力目標から比べて44.1%というようになった点をどういように評価をされているのかというのが1つであります。

2つ目は、この補正後、事業残地と言われる町管理の土地は何カ所何平米、筆数でいきますとかなりの多い数だということに思いますので、区画のところで私どもが監査請求で出して回答がいただいたのが51カ所約1万6,000平米というように聞いていますので、その箇所と、現在の平米数です。

3つ目には、根本的な見直しが必要だということに思いますので、その見解をいただきたい。どういように考えているのかいただきたいと思うんです。

以下に述べる2点は、この根拠となった同事業の法的根拠となった法律が執行をしています。そこで、生産的な残務に入っている時期であります。

ですから、1つ目は、同和地区の限定を取り払うこと、そして売却の先を広げるといふのが必要になっています。

2つ目には、あまりにも長年放置し過ぎたことを公式に反省をして、町民の協力を求めるといふのが、スタンスが、立場が大事だといふように思いますので、この3点について見解、ご説明をお願いいたします。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 44.1%の評価につきましては、先ほども申し上げましたように、その前年も含めて21年度も同額ですけれど、例年600万前後の予算を見ながら売却に向けて取り組んできたところでございます。そうした中、結果として1,000万予算を見た中で441万円というような形になったと思っております。これについてはできるだけ1筆でも多く処分、また売払ができるよう頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

それと、補正後の筆数につきましては、今、西澤さんが言われたように51カ所で1万6,000平方メートルということで、これにつきましては今現在係争中でありまして、そちらの方で開示をさせていただいている部分もありますので、内容についてはちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

それと、今後どういふふうに考えているのかということで、今現在、ご承知のよううちの課も一新したような形でございますので、できるだけ長い年月の事業の経過をふまえながら、着実に1筆1筆処分、また売り払いができるように考えていきたいなということで、法施行後、また売却を含めて広くやっていくということにつきましても、ある一定のきょうまでの議論の中

で、できるだけ弊害となっております隣地を含めて、まだ地積調査も始まりましたので、そこら辺等連携をしながら、土地を明確にしながら事業推進に邁進していきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この補正後、残地の箇所数と、それから平米数は、裁判になってるので控えさせていただきますということなんですが、町の財産であります。裁判そのものは損害賠償を現町長が前町長に求めるという内容の書式、形式になっています。ですから、町の財産がどのような状況になっているのかという点は、裁判とは別の関係で明らかにしなければならないというように思います。裁判の争点とは全く違う問題でありますので、今わかればご報告願いたいし、今用意しておられなければ、しかるべき議会への報告をぜひ求めたいというように思います。それが1点です。

それから2点目は、私が提起しました根本的な見直しが長期にわたって放置をされてきています。箇所の中では20年を超える放置土地がございます。という点でも、それからまた、地積がわからない。つまり登記上はあるが実際とは違うというのがあります。そういう点でも非常に混乱をし、しかもそれが長く放置をされている中ですから、地積調査にゆだねるまでもなく、町の責任で一つ一つ整理をする必要があると思うんです。そこで、さっき言いましたように根本的な見直しの柱に2点、同和地区の限定を取り外すことと、それから、放置をしてきた原因や責任の点で、公式に、私は謝罪とは言いませんが、明らかにして改善に向かって進むという方向をぜひ町の当局として示す必要がありますので、ぜひ検討いただきたいと思っておりますので、この2点、よろしく願いします。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 筆数と面積につきましては、係争中でありますので、内部でまた協議していきたいなというように思っております。

それと、登記の部分、また面積の錯誤を含めてなかなか今の現行の法務局に提出いたしましても現地とまた所有者、また、その位置的な部分についてはなかなかすんなり認めていただけないのが現状でございますので、今後そういうようなことも含めて一定の整理はしていきたいなということでございます。

それと、放置してきた理由については、先ほども申し上げましたようにできるだけ、相手もあることですので理解を求めながら一日も早く取り組んでいきたいというように考えているところでございますので、よろしく願いします。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回の補正は、限定的な補正であります。しかし、限定的な補正といえども、この事業に対する取り組みの基本姿勢、これがあらわれているように思いますし、根本的に改善されたようには見えません。質疑の中で提起をした2点の改善を求め、さらに率直にこの長年放置をされてきた問題、町側の問題もあれば、町以外の問題も当然あるというように思います。その点ではきちんと整理をして、わびるものはわびる。そして、町民の協力を求めるところは求めるところでしていただきたいということを申し上げて、反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第14 議案第26号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第26号 平成21年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、甲良町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては7,715万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億5,915万7,000円とお願いをするものでございます。その内容につきましては、第1表 歳入歳出予算補正でご説明申し上げます。

1ページでございます。

歳入、13款 国庫支出金、補正額9,800万円の増額、14款 県支出金1,336万1,000円の増額、16款 寄付金130万円の増額、17款 繰入金4,400万円の減額、18款 繰越金849万6,000円の増額、歳入合計といたしまして、補正前の予算額が37億8,200万円、補正額が7,715万7,000円増額をいたしまして、補正後の予算額を38億5,915万7,000円にお願いするものでございます。

続きまして、2ページでございます。

歳出、2款 総務費、補正額606万円の増額、3款 民生費5,745万6,000円の増額、5款 労働費4,400万円の減額、6款 農林水産業費2,244万2,000円の増額、8款 土木費533万5,000円の増額、10款 教育費2,986万4,000円の増額、歳出合計につきましては歳入合計に同じでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この議案は、予算決算委員会に付託をされる予定というように聞いていますので、私は提案説明に対して総括的な質疑を2点したいと思います。

1つは、報道でもされていますし、また、近隣でも派遣切りだけではなくて、正規の労働者が切られるという状況が生まれています。そこで、町民の暮らしと経営の現状をどのようにとらえているのか。そして、各部署でどんな検討がされたのかというのをお尋ねをしたいと思います。

2つ目に、そのことをふまえて7月の臨時議会が予定をされています。そこで、必要な補正をぜひ提出をいただくことを求めたいというように思うんです。この点で、暮らしの問題や、それから町内における中小自営業、建設業者も含めて大変な状況であります。そういう点からしても7月の臨時議会にサポートする。そこを支える支援策をぜひとも考えていただきたいというように思うんです。これは、国の補正予算が難航をして、できるのかできへんのかという点で、末端の行政としては非常にしづらかったというように思いますけども、十分論議をして補正に対応するという点にはなっていない点からも、この7月の臨時議会に提出を検討いただきたいというように思いますので、

この2点について総括的になりますので、町長の方に求めたいというように思います。よろしく申し上げます。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 突然の質問でございますので、緊急経済対策として、これも唐突的に末端の自治体に課せられたものでございます。基本的には当初予算に計上されていないものに限定して使用せえというような指導でございましたので、当初予算で落としておりまして建設関係、そして支援センター等の設備に充当をしていきたいというのが基本でございます。そういった点では十分に庁内議論は済ませているわけでありまして、いろいろ査定も含めてルールどおり行っております。

今、議員から提案のありました生活支援につきましては、臨時的な交付金ということで恒常的な事業の軽減とか、そういうものには非常に、将来的に継続できないということで今回の取り組みの中からは外れております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 2番目の方の7月の臨時議会で積み残した問題、それから、唐突に国から指定をされたところで検討の時間的余裕がなかったという点をふまえますと、国からの指摘と、それから、プラスして今後の検討をしていく時間的な余裕は若干あるかというように思いますので、7月の臨時議会をどうするのか。つまり補正予算で対応していただくということも選択の1つだというように思いますので、ご見解をお願いしたい。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 7月議会の補正につきまして、基本的には建設関係の契約期日ということでございますが、この6月補正以降、ほとんど建設事業でございますので、予算執行の財源を見ながらその辺は検討していきたいというように思っています。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定によりましてお手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第15 同意第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

山崎町長。

○山崎町長 それでは、固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて説明を申し上げます。

固定審査委員会委員のうち1名が任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、犬上郡甲良町大字金屋1280番地の3。

氏名、久保田進。

生年月日、昭和25年11月26日。

久保田氏は、正楽寺の住民でございまして、公民館長等を18年、19年とお務めでございます。固定資産評価審査委員会は、固定資産税の運営のより一層の適正、公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨から、価額に対する納税者の不服については専門性を有する独立した中立的な機関によって審査、決定をするために設置しておるものでございます。納税者は常に適正課税ができているか、関心も高く、不服申し立てがあったとき、これに対応、対処するため相当の知識、経験が必要になってくるわけでありませぬ。

久保田氏は、建築の専門家でございまして、知識、経験とも豊富であることから、適任者と判断し、選任をいたしました。任期は平成21年7月1日から平成24年6月30日までです。どうかよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

先ほど町長の提案説明にもありましたように、固定資産評価審査委員会の設置の目的そのものが町民に対する、町民が直接異議ありということで申し立てをすることができる機関ともなっています。地方自治体は、おかしいことや、それから異議ある問題を普通に申し述べられるという点で風通しがよくされる必要があるところでありますし、身近に本当に過ごす自治体ともなっています。そういう点から、その一翼を担う大事な役割ですし、私自身が相談を固定資産税の問題で受けたのは、議員になってからも数件あります。そういう点からも、固定資産の評価については町の職員が行うわけですけども、評価委員会でおかしいと思えば普通に申し立てをすることができるという点で、公平な仕事を積極的に進めていただくことを希望をして賛成討論であります。

○山田議長 ほかに討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、同意第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第16 同意第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 同意第5号 教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年6月5日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

山崎町長。

○山崎町長 それでは、教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて説明を申し上げます。

教育委員の1名が辞職されましたので、その欠員を在任期間として、次の者を委員に任命したいものでございます。

地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、犬上郡甲良町大字長寺1373番地。

氏名、尾崎隆昭。

生年月日、昭和46年5月2日。

尾崎氏は兵庫県出身で、平成4年に大谷大学を卒業され、この時点で僧侶の資格を取得されています。平成4年4月から日本輸送機株式会社に勤務され、16年5月に同社を退職されました。平成16年6月に甲良町に転入され、平成16年7月より長憲寺住職に就任をされました。甲良町に転入されてから間がないわけではありますが、地元より信望される住職を務められておりまして、仏教界でも役職を持たれ、人格が高潔で、教育、学術および文化に関し識見を有する方でございますので、教育委員としての職務を全うされるものというように思っております。ご同意のほどよろしくお願いいたします。

任期は、前任者の残任期、平成22年3月31日までです。どうかよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 2番 丸山です。

尾崎氏は、まだこちらに来てそんなにたたないと思うんですけど、地元の子どもにも優しく、もちろん今言う年寄りの人にもどこにいても声をかけて優しく人に接するという人気者というか、そういう人であり、こういう教育のことにかかわることに関しては非常に薦めたい人のお一人だと思います。そういう意味で、今後、若いからというあれやなしに、若いけど今言う十分にお年寄りにも子どもにも接して、むらの中でも今かなりの人気者になっていますので、非常にこの先、安心して教育の方を任せる人だと思います。

○山田議長 ほかに討論、ございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

教育の課題は、今、非常に複雑になっています。さきの教育基本法が改悪をされて以来、政府の意向に従う教育を進めるという点で、現場の教育、公教育が非常に困難になっている事実があります。その上に、地域の教育力と

いう点では、それぞれ課題を持っていますし、活発な論議が必要です。私は直接接したことはございませんが、各地方自治体では、教育委員会の選任の場合、議会の議員と、それから選任をされる方と、教育についてのその方の見解、認識を懇談するという機会を持つ議会もございます。そういう点では、今後そういうことをしていただいて、知らない方についての判断をしなくてもいいということにぜひしていただきたいということを申し上げたいと思います。

同時に、先ほど丸山議員が、若いけれどもと言われましたが、若いからこそいろんな思ったことをしっかりと述べていただいて、甲良町の教育についての発言をしていただいて、地域の貢献をしていただくことを希望して賛成討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、同意第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

ちょっと時間があれですので、一般質問に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

5分だけ、休憩、よろしいですか。もうこの場で休憩してください。たばこの方は結構です。5分間。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続きまして、再開いたします。

日程第17、これより一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより順次許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内としますので、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

初めに、7番 建部議員の一般質問を許します。

建部議員。

○建部議員 一般質問をさせていただきますが、時間が時間でございます。若

干お昼を回ります。おつき合いのほど、よろしく願いいたします。

本日の一般質問の趣は、3月議会で一般質問をさせていただいたことが、この3カ月どのように反映されたのか、検証することにあります。

そこで、その前に町長の人事観、人事に対する考え方、概念についてお尋ねをいたします。

地方自治体における首長、すなわち、知事や市町長などの権限の最たるものは何か。それは職員の人事権であります。どの職員に何の仕事させるか、どの部署に配置するか、どの役職で対応させるか。などであります。

私はその人事権に介入し、侵害するつもりはありません。しかし、人事にも一定のルールがあり、コンセンサスが要ります。何よりも公平・公正でなければなりません。

そのような思いから以下質問いたします。

まず、組織を掌握しているかということでございます。

人事を尽くすには、その組織と状況、状態を知らなければなりません。町長はこの3年半の間に町役場の組織、すなわち、その仕組み、機構なり、機関なり団体と、それをつかさどる職員を掌握し、どのような状態になっているか、把握していますか。お答えください。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 組織を掌握しているかの質問ですけど、私も町長に就任以来、自分の考えていること、そして、町民に必要な政策を執行するために組織の改編を行ってまいりました。当然その組織の改編につきましては、それに引き続く人事というのは非常に大きな問題でありますし、人がその仕事を行うわけでありますから、議員がおっしゃるように人事というものは本当に組織運営の最たるものであるというように認識しております。

その点から、前町長が20年間甲良町の町政をあずかり、当然その中で職員の育成をやってこられておりますし、建部議員につきましても20年間は前町長のもとで働いておられるわけでございます。全体を見渡しながら、すべての職員を首長として掌握するのが本来ではございますけど、それを担当主監なり、担当課長にということで、部分的な管理につきましては全庁、全組織を挙げて進めておりますので、100%そういうような掌握しているかというところではありませんが、私自身としては掌握するような組織をつくりながら掌握に努めているということでございます。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 100%掌握するという事は確かに無理なことではございますが、そのような努力をされていることにつきましては認めていきたいというふうに思います。結局、人事を尽くそうと思えば、その組織を掌握しないとでき

ないということですので、その掌握についてはさらなる努力を求めていきます。

次に、職員の能力が活かされている組織になっているかということですが、これは町長の公約でもあります。当初、町長に就任した当時ですが、職員が安心して、持つ力を十分に発揮できる道筋をつける。そのように言っておられます。この3月の一般質問の答弁では、職員が本当に自分の能力を活かして働けるような組織づくりをつくってまいりました。つくってまいりましたという答えが返ってきました。本当にそのようになっていると思われるのか、再度お答えください。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 当然先ほどの前段の質問を受けてでございますが、そういった政策執行のための組織づくりを当然つくってまいりました。その前段で教育長をさせていただいたときにも職員の状況等もつかんでおりますし、県の人権センターの方で5年間勤めておりましたときにも、県が進めておりますグループ制を学んでいき、それで、そのグループ制の実践もセンターの方でやってまいりました。私はそうして職員のすべてがやる気になってともに汗を流すことが町民のためになるという思いで、町の方におきましても段階的に主監制度を引き、グループ制を引き、それぞれの個人の能力が発揮できるような組織づくりに努めておりますので、さらにそれを高めていきたいというように思っております。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 私は、職員の職務には大きく2つの業務があると思っております。

1つは、恒常、日常的に行う業務であります。それは、法律や条例に定められているお決まりの仕事、業務でございます。例えば税務や保健福祉、戸籍や住基などなどがそうであります。

もう2つ、政策遂行業務があります。これは、町長が掲げた公約や政策を実行に移す、行動に移すという業務でございます。職員が町長の公約や政策をそしゃくして実行、行動する組織になっているかであります。町長、この3年半の間、町長の公約なり、そういう政策を打ち出していることが実行、実際にそれを行動に移す職員のでき上がり、その部分についてはどう思われますか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 まさに私もそう思っておりますし、ですから、組織的に主監を引き、政策と一部人事について権限を与えながら、全職員がこの目標に向かって力を発揮できるような組織づくりに励んでいるわけでございますが、すべてその傘下にいる職員がそうなったかということ、まだ道半ばというようにし

か言えません。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 まだ道半ばということでございますが、日常、決まりきった業務は当たり前のことで遂行することができても、町長の公約なり政策がかかわる職員に十分理解された上で、やっぱり政策が実行に移されているかどうか、その仕事に携わることが非常に難しいことではございますが、まだ道半ばということでございますので、その点については了解をいたします。

次に、人事のあり方についてお尋ねをいたします。

人事は、その職員が活かされることが大前提であります。あくまでも公平・公正でなければなりません。えこひいき、差別感情を持ち込むことは許されません。以前、1年ほど前、町長は、今回の人事は温情人事であるというようなことをちらっと漏らされたことがあります。その人事の基本的な考え方の中で、公平・公平に人事を進められてきているというふうにお考えか、お答えください。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 当然人事というのは公正でなければなりませんし、今、温情というような表現をしたかというように思いますけど、それはやはりその人を活かすための人事であったというように現在でもそういうように思っております。ただ、人事につきましては単独ではやっております。特別職2名と人事担当課の管理職を含めて、人事を含めて職員の採用もそうなんですが、その中で検討をしております。首長としての大きな権限であります。単独でやっては間違いを起こすもとでございますので、人事につきましては慎重かつそういうふうな全員で、できるだけ多くの人の意見を聞きながら進めていくようにしております。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 そして、組織の活性化とやる気を起こさせる職場づくりをなすこととあります。先ほどの人事は公平・公正で単独ではやっていない、特別職で相談をしながら人事を進めているということでございますが、やはり職場の活性化と、そしてやる気を起こさせる環境づくりが必要であります。

そのためにも職員の意識改革や資質の向上、能力開発と定期異動化は必然であります。とりわけ4年ないし5年、長くても8年以内の人事異動を原則とすべきと思いますが、町長はいかがお考えか、お答えください。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 今の話につきましては、これは建部議員の考えでございますし、4年、5年とか、8年とかいうものにつきましてはそれぞれの考えがありますが、私としてはやはり町民の方が損をこうむらないような、末端の、先端の

自治体としてはそういった専門家を育成しながら、少し長くなってもいろいろな仕事ができる職員を配置するのがベターかなというように思っております。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 一般行政事務職には専門家は要らないんです。専門職にはほかにあります。保健師、保育士、それぞれその部署で専門職があるわけですから、一般行政事務職は、そういう各課を回って幅広い知識、能力を身につけていくものであります。

ここで1つ話を出しますと、3月末の新聞、それぞれ滋賀県下の各市町の人事異動の内示の話が新聞報道されていまして。栗東市ほか2、3の市や町では、在職5年を原則として異動を内示したと報道されていまして。私は多分報道はされていないほかの市町でも4年ないし5年をめどとするところはあるのではないかというふうに考えております。今、町長は専門家、専門職の話を出しましたが、例えばの話をしていただきます。

ある職員は、所属する課の名前が変わっても同じ仕事に22年間在職したとします。片やある職員は、その間に5回の異動を経験し、幅広い知識とすぐれた能力を得ることができました。さて、町民は、組織は、どちらを選ぶとお思いですか。私はこの4年ないし5年、その定期異動化は3月の一般質問でも申し上げました。組織の浄化、活性化からして、やる気の持続限度からしても、なれ合い、癒着、汚職の防止のためにも原則5年を限度とすべきというのが持論でございます。ほかの市や町でもそういう思いでやっているところがございます。これは通常3年から5年が普通言われていることなんですが、そういった思いがございまして、再度、町長いかがですか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 個別の職員の能力の判断もあって人事が定期的にできないというものもございまして、やはり永久的にというか、長年月にわたって同じ職場でというのは、おっしゃるようないろいろな能力をつける中では、やはりマイナスではないかなということも感じております。それよりも、ただ現状はいろいろと行政も本当に日々変わっていくような状況にありまして、そういった変化に対応するためにはさらに経験というものが必要となってまいりますので、議員の忠告、提言につきましても真摯に受けとめながら、職員の能力、資質とも勘案しながら今後の人事には向き合っていきたいというように思っております。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 ぜひともこの人事、定期異動化については極力、極力というか、これはやはりその道というか、その方向が私は正しいというふうに私自身は

思っております。そういう方向でのお取り組みを期待を申し上げます。

次に、人事のありようを検証するという事なんです。このことにつきましては、3月の質問では町長にも答えていただきたい、そういう思いで通告書を出してはいたのですが、答弁側の都合で総務課長とだけのやりとりになってしまいました。今回は町長にも答えていただきます。

そこで、当たり前のことなんです、1つ確認をしておきます。議会において町長にかわって主監や課長が答弁をする。また、単独で主監や課長が答弁をしたことは、町の答えとして権威と責任が保証されているものと認識をいたしておりますが、それで間違いはないですか。もう一つ言うなら、まさか、あれは主監や課長が勝手に答えたことにつき、責任は持たんということはないでしょうね。町長、どうですか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 質問にはもう少し言葉を選んでいただきたいというように思いますが、当然一般質問に対する回答につきましては、関係主監も含めて、担当課長も含めて検討をしておりますし、それについては最終的に私がゴーを出しております。こういう基本的な議会の一般質問につきましては町長が答えるというようなことが基本だというように思っております。それについては当然責任もついてくるわけですので、決してそれにおいて逃げるといったことはございませんが、ただ、実務的に主監なり担当課長にケース等の説明を求めることはございます。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 言葉を選んでほしいという、もちろんその意味もわかりますが、私は前回の質問の中で総務課長とのやりとりの中でそのいただいた答弁、そのことが実は実行に移されていないということもあって、そのことを確認の意味で、ごく当たり前のことなんですと申し上げました。

そこで、4月人事異動について、私、先ほど申し上げました4年ないし5年の定期異動化が基本ということはこの3月の時点でも申し上げました。3月末異動の内示を見まして落胆をいたしました。また、憤りも感じました。3月の一般質問で提言したことがほとんど反映されていないからです。一議員、いや、建部の言うことは聞くことないわとの思いか、総務課長は、検討できるところは諮ってまいりたいと答えています。検討ができていなかったのでしょうか。理由をお聞かせください。町長。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 3月議会の総務課長の見解については私も聞いております。当然それも含めて人事の検討の中では、先ほど言いましたように特別職2名と主監2名、そして人事担当課長というような5名の中でそういったことを検証

しながら、この3月末の人事については行ったものです。その結果が4月1日の発表の内容でございますので、決して建部議員の提案を無視をしたというのではございません。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 私の思い過ごしであったらそれでいいんですが、ただあまりにも長い職員、また、5年以上の職員が大勢の方がおられる。その中でわずか数名、私の手元の資料では一般行政事務職員の中で5年以上という方は20名おられまして、今回異動の対象になったのは5人でありました。そういうことからほとんど反映されていないというのが私の思いでありました。決して無視しているわけではないということにつきましては理解をいたしました。

次に、職員の質とやる気の取り組みについてでございます。

やる気職員づくり指針というのが平成18年に出されていること、これは3月議会でも申し上げました。今日まで幹部職員すらこの存在を知らなかった方がおられます。そういうことからして全く機能、実践してこなかったのではないかと思えるぐらいの状態でありました。今、どのような取り組みをされているのか、お伺いします。これは総務課長に聞きましょうかね。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 やる気づくり指針につきましては、職員集会の中でも、職員研修の中でも報告をさせていただいております。たまたまそういうような機会から漏れた方があったのかもしれないと思っております。周知徹底という関係ではさせていただいているところでございます。

現在では、去年のことでございますけれども、課題別研修といたしましては公務員の倫理研修、法令遵守ということでの研修を持ちまして121名の参加をしておりますし、また、メンタルヘルスの研修を実施し、113名参加をしております。参加がしにくいという状況があるということで、午前、午後に分けたり、日程を数日に分けてということでの研修もしておりますし、そのほかには外部研修ということで職員研修センターでの研修、各職種に分けて、年齢別に分けてという研修を実施させていただいているところでございます。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 この話は3月議会の答弁でも聞いた話でございますね。この3カ月、とりわけ3カ月はどうされたかということを知っている。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 今回、外部研修について、職員研修所での研修が参加しにくいという状況がありますので、今までとは違う形で職員研修センターでの研修について、各職場の所属長にあらかじめ対象者を通知をしまして日程をあ

けていただくという形で、できるだけその組織の中でも出席がしやすい状況をつくるということでの改善を図っていると。そのような取り組みをしながら職員研修センターでの研修を受け、能力開発を進めているというところがございます。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 この指針は、今年21年度で終期を迎えます。この先、この指針の見直し、検討がされて、新たな指針を出す予定があるのか、どうですか。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 今、その点までは検討はいたしてはおりませんが、職員研修につきましては当然大切でありますので、そのことについても見直し等を含めて検討してまいりたいと思います。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 ぜひとも職員の意識改革、資質の向上、能力開発は絶対になし遂げていただきたいというふうに思います。

3つ目に昇格試験、これは能力主義の導入についてでございますが、職員の給与は、一定期間は年功序列で、これは生活給がございますから。それ以降は能力、仕事量に応じて支給することが望ましいということから、私は能力給へ移行していくために、主査級からの昇格試験の導入を提言いたしました。ところが、この4月人事、町長は主査級に5人、補佐級に5人、課長級に3人、主監級に1人の計14人も昇格をさせました。昇格させたことに対してはとやかくは申しません。これは町長の人事権でありますから。

そこで、お尋ねをいたします。町長は、能力重視の昇格試験制度の導入についてはどのようにお考えでしょうか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 能力重視の昇格というものにつきましては、基準はないものの中でのそういうことを検討しながら進めておりますが、それではあいまいになるということがあります。ただ現状、昇格基準が決まっているのは主任、主事まででございますが、現在昇格試験については考えてはおりません。

また、犬上郡なり愛荘町においても、その制度運用はされていないわけでありまして、今検討を進めております人事評価制度を作成して、その施行から考えていきたいというように思っております。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 総務課長は、昇格試験は人事評価制度の中でとらえていきたいと前回は答えていました。今、町長も試験は考えていないということなんです。私も、その試験にこだわるわけではありません。組織に活力を与えて、職員にやる気を起こさせるために、能力と仕事力を正しく評価ができればいいん

です。真に頑張る職員が昇格をする、そういう道筋をつけるということだと思っております。ですから、確かに試験にはこだわっていないが、その職員の能力と仕事力が正しく評価をされるという道筋だけはつけていただきたい。そのことについては、町長、どう思われますか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 それは議員のおっしゃるとおりでございます。我々もやはりそういったところでは大事な職員でございますから、誤ることのないように配慮をしております。特に課長、参事につきましては個別の、ちょうど半期で2年のときに個別のヒアリングをしながら、将来的に自分のやりたい仕事は何かというようなどこらも個別の全員のヒアリングをしておりますし、去年は、グループリーダーの、中には主査、そして課長補佐級もありますが、その中で自分の業務を通じてこれからどのようなことをやっていきたいというような直接ヒアリングも行っておりますので、そういうことすべてが今の人事異動なり、昇格、昇任の参考というようになっておるわけでございますので、ぜひそういった不公平が生じないように、そしてまた、やる気のある職員が能力の発揮できるような職場に心がけていきたいというように思っております。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 いずれにしても仕事は緊張感を持って、自己に厳しく、的確にこなすことを心がけていただきたいというふうに思います。

次、4つ目ですが、勤務中におけるたばこの喫煙、これは時間帯をこの前提言をいたしました。このことにつきましては、議員の皆さんからいろいろな声があります。庁舎内を全面禁煙にしろ、喫煙室を設けろ、議員の喫煙タイムを確保しろ、そういうことがあります。前回、私は喫煙の時間帯を提言いたしました。総務課長は、時間コストの徹底を図る。要するにたばこに費やす時間、人によってまちまちでございますが、そのコストの徹底を図るということを答えられていました。

そこで、3つ尋ねます。時間帯を設けていただきましたか。もう一つ、職員の喫煙に変化があらわれましたか。もう一つ、席を離れる回数、時間は把握されていますか。総務課長、お答えください。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 3点の喫煙についてのご質問をいただきました。

時間帯を設けているかどうかということでありまして、現在では喫煙の時間帯を設定するという取り組みはいたしておりません。現在は、喫煙者のルールと環境を変えると、そういう取り組みをしているところでございます。

2点目、職員の喫煙に変化はということをございますけども、まず1点、2点目を含めまして、たばこの喫煙についてということ、3月17日の時点で職員に徹底をするということ、3月議会で意見が出ていた職員の喫煙のあり方、そういうふうなことであるとか、場所についての改善の意見があったと。その中で特に見た感じが悪い、あるいは、怠けていると映っているということで、先ほどおっしゃっていただいたように仕事の効率や時間コストの点も考えて節度ある喫煙をお願いするというところのございます。

そして、5月の課長会では、職務専念の義務、あるいは信用失墜行為等の、もう一度服務についての徹底を管理職会でさせていただきまして、時間中は職務に全力投球すると。職務に専念するというところの誓いが私たちにはあるということで課内の職員に徹底指導をお願いをするということで、文書をもって課内会議で伝えてもらうようにしたところのございます。

また、6月に入りましては、喫煙の場所につきまして、室内、庁舎内では分煙100%ということ、全公用車と全庁舎内の禁煙を実施すると、部分的にはさせていただいていたんですけども、再度拡大して強化実施すること、喫煙の場所は2カ所だけと。役場の方では2カ所だけということ。そして、その節にも職務専念の義務を認識し、節度を守って喫煙をするようにということを訴えてございます。また、決まりが守れない場合には、所属長を通じて直接指導をしますという文書も含めまして徹底をしているところのございます。

あと、席を離れているかどうか、時間はということについては、私の方では直接そこまではさせていただいていないということのございます。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 ルールと環境を変えていただきましたということ、そしてから、今、るる説明がありました内容でのお取り組み、非常に私も歓迎をするものございます。

ここで私の方からも、たばこを吸われる職員さんに申し上げます。仕事であるという厳しさが欠如しています。節度ある喫煙を求めます。

次に、私用外出者の管理、ここを今回公務を含むということ、括弧書きに入れました。前回、昼食をとりに出る職員への私用外出の管理を提案いたしましたが、皆さんきっちり1時までには職場へ帰ってきておられますか。管理されていますか。総務課長、お答えください。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 すべてきっちりというところにつきましては、まだまだ私の方では把握はしていないわけですけども、前回の議会のご意見をいただ

きまして、5月の課長会で、先ほども申しましたように職務専念の義務、信用失墜行為の禁止等を、文書をもって説明をいたしました。特に職員の服務についてということで出しまして、休暇の届の出し方であるとか、遅参、早退および私用外出をするときは正規の休暇の届とタイムカードに漏れなく打ち込むということ、また、昼食は原則として自席でとるということを再度含めて文書をもって課内会議で徹底していただくようなことにしたところでございます。実は従来からもしてございましたけども、再度強化するというところで徹底をお願いをしたところでございます。

またもう1点は、席を立つときは当然ながら行き先を告げる、所在を明らかにするというところでの動静表への記載をしていただくということも含めてお願いをしているというところでございます。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 あわせて、昼食だけではないんですが、勤務中に私用で外出される職員の把握、管理、そして公務で町内に出られる職員、例えば現場へ行く、集金に行く、会議に行く、そういう用事があるわけですが、この把握と管理もできていますか。お答えください。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 これの点につきましても、繰り返しますけれども、管理職に課内、グループ内での職員動静管理に努めていただくということでお願いをする、徹底を図るということで伝えているところでございます。言われている部分につきまして、再度また管理職会で伝えてまいりたいと思います。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 これは私に寄せられた情報ですが、ある課の職員、これは複数であります。外へ出れば昼前と夕方に帰ってくるカラスばかりです。という表現でありましたね。何かと理由をつけて外へ出る。それも2人、3人してということでもあります。そして、これは女性職員に多いと言われていますが、おしゃべりタイムが長い。おしゃべりですから、これは仕事上の打ち合わせとか、相談ではないんです。単なるおしゃべりなんです。そういうおしゃべりタイムが長い。もし、これが事実だとしたら大きなサボタージュでございます。その課の課長、主監の指揮監督、管理能力が問われます。総務課長、厳しい対応を願います。これは答弁は要りません。

やっぱりお昼になりました。最後に、私は前回と今回の一般質問を通しまして申し上げてきましたことは、職員に対しまして非常に厳しい内容になっておりました。私の本旨は、財政の乏しい小さな町、自立して運営していくには節減、貧しさに耐えていかなければなりません。その土台である役場組織のスリム化を図り、少数精鋭組織の確立をめざすものであります。そして、

この町の自立、発展をこいねがい、不断の努力を重ねていくことを申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○山田議長 建部議員の一般質問が終わりました。

ここで昼の休憩をいたします。

再開は1時30分からお願いいたします。

(午後 0時10分 休憩)

(午後 1時35分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

9番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、一般質問を始めます。

1番目は、甲良ふるさと交流村計画についてであります。進行、いろいろ進んでいるところではありますが、明確なる、また簡潔なる答弁をお願いするものであります。

山崎町長がふるさと交流村構想を議会で公表して以来、私は農業振興と地域振興は賛同するものの、拠点施設は先行すべきでない。甲良町農業と農家の基礎力を高めるための支援こそ強めるべきだと一貫して主張してまいりました。これに対して町は、農業振興の支援策を若干ずつではあるものの拡充をしてきました。しかし、成果のあらわれはこれからであります。だからこそ拠点施設建設の諸準備は当面遅らせ、規模も見直すことを公式に表明する必要をつくづく感じています。特産品を含め、住民合意は整っていないのが現状だと思います。

過去では議会に諮らないまま用地を取得し、実施設計を計上し、経済アクセスなどさまざまな基礎的な準備も行わないうちに依然として拠点施設建設進行の構えを崩していません。この姿勢がかえって町民の不安と反発を招き、山崎町長自身が掲げる経営母体や計画の推進体制がまとまらないうちに今日を迎えているというのが現状ではないかと思われまます。

それは、今さら指摘するまでもなく、昨年3カ月間の特命チームを設置しながら、その成果を具体的に明らかにすることができませんでしたし、また、構想段階から担当チーフにしていた主監を今年異例の1月1日付で異動させるなどの状況にあらわれているものと思われまます。これらすべての政治責任を町長が負わねばならねばならない問題と考えるものであります。現時点で税金1億数千万円を投入をして用地取得をしてしまった結果、このまま開業に進めば生産と経営の基礎がなく、さらなる税金の投入の危険性があること、やめればこれまで進めてきた税金をむだにするという極めて複雑で難しい、厳しい状況をつくり出しているのではないのでしょうか。これはすべて住民合

意のないまま、農業力も販売実績も順序を踏まない、独走した山崎町長にあることを率直に指摘しないわけにはいきません。今、真摯に町民の声を聞きながら問題の整理と真に地域農業の振興と町民の元気を取り戻すためには何が必要か。すべての町民に呼びかけることの重要性を提起をし、私も大多数の町民の声を聞く努力をしたいと思っています。

その上で、具体的な各問題について、交流村の各施設およびその事業を支える基礎があるのか、あるいは、いかにして育てていくか、またそれらを基礎にして拠点建設に着手できる展望が開けているか。着手できるとするならば、何を根拠にしていくか。去る25日の愛知県幸田町の施設も、視察も交えて主に町長の認識、見解を問うものであります。

1番目に、特産品の問題であります。甲良町を目がけてお客が集まってくる特産品および群を抜いた魅力、これは何にするのか。一番肝心な実績があるのかどうか。あるというなら、その内容を示していく必要があると思いますが、まずお願いいたします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 冒頭のごあいさつは西澤さんの見解でございますが、私とは異なるところもあります。私は農業振興がメインということをやっている、拠点施設を建設することが本意ではございませんので、粛々と農業振興を進めておることを、まず冒頭話しておきたいというふうに思います。

その中でもいろいろと話をさせていただいてますように、水稻というのが甲良町ずっと100%で進めてまいりました。環境こだわりにつきましては40%を超えるようなところまで来ておりますが、さらに有機栽培をめざして付加価値をつけていきたいというように思っておりますし、現在の町の動きを見ておりますと、イチゴ、トマト、ホウレンソウ、コマツナというように、そういうような野菜から軟弱野菜という方向で多くの取り組みが進められてきています。こういった主品目に対して補助要綱を作成して応援もしておりますし、多くの方から早期に、つくるんだから販売の拠点も前向きに進めていただきたいという話も聞いているところでございます。それと、最近ではまた小菊の栽培にも着手をいただいて、その支援も行っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、農業振興に重点を置いてということでもありますので、拠点施設の建設はわきに置かないけれども、その基礎の上に十分な期間を置き、十分な論議をし、そして特産品、今言われました特産品も含め、またそれぞれ開発をされている方もおりますし、意欲を持って生産に励んでいられる方もおられます。その内容が表面に評価されるまで施設建設については当面遅らせるという方向転換をされたのかどうか、お聞きをいたします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 これから交流村という拠点施設も含めて全体の部分につきましては協議会の中で議論もいただきますし、それを最大限尊重しながら進めていくわけでありますが、現在の計画におきましても、拠点施設というのは2年後に完成をめざすものでありまして、決して急いでいるものではないというふうに思っています。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、大事な生産、出荷を担う生産者ですね。それから、その中でとりわけまとめ役、責任者、指導的役割を果たすという表現をすればいいと思いますが、そういう方の育成や、それから輩出、つまりそういう方を掘り出して見出すという点ではどういう状況になっているのでしょうか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 今、直売所に結集している生産者の方は50名、JA東びわこ、周辺、ここ東びわこの管内だけではありませんが、その辺で品物を納めておられる方が30名ぐらい、約80名ぐらいの方は甲良町におられるということですが、その他周辺から、豊郷、多賀からの参加も聞いておりますし、現在ではそういった果樹部会等を立ち上げたり、イチゴの生産組合の設立の動きがあったりということで、現在まで個々に活動されていた方を集約するという動きでおりますし、昨年度の末からまた小菊部会等が立ち上がりまして、現在研修を行ったり、生産に当たっていただいております。今後、運営協議会の中でも議論をしていただきながら専門員に指導に入っていくということで行っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今のご回答でいきますと、順次育ちつつあるというわけですが、先般、幸田町へ視察に行きました。副駅長さん、名前を私、聞くことができなかったわけですが、非常に出品者百五十数名、そして出資者82名というまとめ役を見事にいろんな苦勞をされながらされていることを聞かせていただきましたし、そういう方、つまり端的に言えば、近くで象徴的に25日に視察に行った、ああいう視野が広くていろんな方の意見を聞きながらまとめるといいう方が選定できるぐらいまで今成長してきているというように言えるのでしょうか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 6月からはふるさと交流村計画の運営推進を2名置きました。1人は経済連で40年か38年間、流通関係の責任者として仕事をした方でございますし、もう1名は、これは町外の方ですが、いろいろNPOの活動なり、そういった経験のある方を採用しまして、その人たち2人を中心

にこの計画を進めていきたいというように思っております。現在、団体につきましてもいろいろ営農組合などで野菜、果樹などの生産を手がけていたり、ハウス支援によって多くの方がそういう取り組みを進めておられますので、現在うちの専門員も指導に入らせていただきながら、当然そのような組織づくりにも力を注いでおりますし、当然その中でリーダーも育てておりますので、いろいろと皆様のご意見も聞きながら、さらにそういったリーダーの輩出に努力をしてまいりたいなというふうに思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 聞きますと、今現在は行政が選任した人ということになっていますが、そういう中でまとめ役が出されることを私も希望しています。

そこで、大事なところは、行政が選任したのではなくて、農業者、生産者が信頼を託すという指導者があらわれることでありまして、そういうところにゆだねるとするのが大事な視点ですので、そういうところを貫いていただきたいというように思いますので、それだけ見解をお願いします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 おっしゃるとおりだと思いますし、現在採用しました2名につきましても、現実に農業なり、そして経営の経験者でありますので、そういった経験を活かしながら、さらに詰めていっていただきたいというように思っておりますし、行政が旗振りというか、きっかけはつくるのでありますが、やはり主体的には生産を含めて販売にかかわる人たちが、本当にみずからが経営者、それぞれが経営者というような中で取り組んでもらう必要があるというように思いますので、そういった支援を行政としてはしていきたいと思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほどのと関連しますが、生産者団体の育成の現状について、提言またはお尋ねをしていきたいわけですが、生産者団体を育成をする上でも実績を重ねるとというのが非常に大事だと私は思っています。生産団体を支える一人一人の農業者のやる気、元気を出すこと、出させること、そして、最小限の投資で、お客さんへの宣伝も特別なものが要らないということが非常に大事だというように私は当初の段階で思います。

そのところを考えると、以前提案をしたことがありますし、2月の要望書の中でもKモールさんの駐車場の一角をお借りするという1つの案を出させていただきました。その回答では前向きに、また状況に応じてぜひ検討したいという内容の回答だったと思いますので、それを実行に移すべきだというように思いますので、こここのところの見解をお願いいたします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 生産者の団体は、今、せせらぎ直売所であるとか、また、周辺のJAの方で、それは生産と販売、納品を手がけていただいているわけであり、ハウス支援についても相当上がっておりますが、ただ、本当に拠点となる販売所がないことから、大きな生産に着手できないというところもござい、ただ、今広場ができて、現在のせせらぎの販売所では暗い、手狭であるとか、そういうような悪条件によりまして、同じものを並べておいても、それがいいものには見えないというような欠点もござい、できるだけ外に出ていただいて、例えば、軽トラ市場であるとか、テント村であるとか、そういったものを積み重ねながら販売に向けての取り組みを進めていきたいということであり、直販所のメンバーと話している中でも、やはり現在のところを活用しながらイベント的には新しい拠点施設の場所を使いながら販売をしていきたいと。取り組みを進めていきたいということござい、現在のところKモールでのショップを開くということについては具体化はしていません。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 Kモールの駐車場の一角の点では、これはKモールさんと、また丸善さんとの協議も必要です、合意に至る点では時間はかかっているように思いますが、これは私、楽観的に見ております。大事なところは、マーガレットステーションにしても、それから幸田町の道の駅についても、生産者がそこだけで生産が伸びるというように考えていない。複合的に市場を求めてよいとこ、よいとこへ出していくというのが生産の拡大にもなっていますし、そういう点から見れば1つの選択肢の、非常に投資の少ない点というように見ていただいて、実行に移していただきたいなと思います。

そこで、生産団体を育成する上で大事な点は、以前も言いましたように、既に実行されて、字の枠を超えて直販所の組合だとかが生まれてきていますが、改めて字の枠組み、縛り、非常に字の成功させようという意識も強い中ですから、しかし、大きな枠で生産力、またいろんなアイデアを持ち寄るとい、字の枠を超えた生産共同の力を引き出す上でのアピールなり、方策を考えていただきたいと思いますが、この点ではいかがでしょうか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 当然それは重要な視点でござい、ぜひ取り組んでいきたいというように思いますが、現在、各集落では農事法人をつくり、農地を集約されておりますので、なかなか新たな取り組みがということでは、個人でやるというのは難しいんですが、今いろいろ個別にやられるものにつきま、ぜひ集落を越えて支援もしていきたいというように思います。

1つの例として法養寺の農事組合法人が、昨年ハウス3棟を設置されました。つい先日でありますけど、トマトが、水耕栽培のトマトが初めてとれたということで、来週ぐらいからまた作業所を通して、作業所というのは法養寺の作業所なんですけど、そこを店舗にしながらトマトの販売をしていき、これからその後、またイチジクの生産に取り組んで、路地ではトウモロコシとか花卉とか、小菊の植えつけを、今度は農事組合法人自体が取り組んでいくということで先進例をつくっていただいておりますので、また近くでございまして、そういうのも見学をいただければなというように思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、NPOの問題に移ります。計画が発表された当初からNPOが管理団体として位置づけられていました。この点で、私、当初からどういふものかを心配をしてまいりましたが、そのNPO、つまり町長が想定されているNPOが実績があるNPOなのか、それとも町内で結成をしていこうとしているNPOなのかという点、まず最初に計画が発表された段階から管理団体がNPOというように限定されていたというように思うんです。そこで、そのところはどいう計画だったのか、また、それは皆さんと論議をしながら進めていくものなのかという点でお尋ねをいたします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 具体的には、建設運営協議会等で十分協議をしていただきたいというように思っておりますが、まずは、主体はやはり町内の関係者でつくっていきなというように思います。この交流村につきましても、農業振興にしましても、最初からアドバイザー制度をつくりまして有機栽培であるとか、そういう専門のアドバイザーの話を聞くということで予算化もしておりますし、現在そういうような方向では進めておるわけではありますが、業務の内容としては、やはり施設全体の企画、経理、そしてイベントの企画と実施、農産物の加工施設での料理教室の企画とか実施をやっていく。生産組合との出荷計画と調整。なかなかこの辺をしっかりとやらないと、生産しながら出荷までというところでは非常に難しいというように思いますので、その辺を大きな力を注いでいきたいということになりますし、それと、西澤さんがよくおっしゃる農業支援施策の支援も、町全体を見ながらNPO等で実施をしていきなという、総合的にそういったことが実施できる、支援が実施できるようなものを母体としていきたいというように考えております。NPOの団体等については、まだ具体化はしていませんが、今後委員会で協議も必要かなというように考えております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 NPOについては、管理団体としてのNPOというふうには限定は

していないというふうに、今回答で私は理解をしていますが、そこで、管理団体にNPO、後のところでも触れますが、NPOの存在そのもの、本旨そのものが非営利になっていますので、私はNPOではなくて生産事業、収益事業をつかさどる、管理をするという点から、法人なり、それから農事組合、しかるべき形の法人化が私は適切だというように思いますが、まずその見解をお願いします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 総称してNPOと言っておりますけれども、NPO自体も、やはり運営に係るものについてはまるで利益を得たらだめということではなしに、その運営全体に係るものについてはやはり利益を生み出しながら、さらにそれを還元していくというところではNPOの役割もあるかなというように思うわけでありまして、そこら辺はいわゆる非営利団体というように固定せず、少し柔軟に考えていきたいなというように思っています。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、コンビニストアの位置づけについてであります。以前にも私、質問をした中で、コンビニの誘致については集客と費用負担がメインというように考えてのことです。これは私、産直の組合にしろ、それから実績が上がらない中でコンビニに集客と、それから費用負担を求めるという方向で初期に出た計画だと思っておりますが、現在でもそのことを踏襲をしているのか、それとも、今、甲良町内での産直組合や、それからいろんな自発的な動きをきっちり育てるということから、コンビニの誘致をする点については卒業するといいますか、コンビニストアの誘致については計画を変更すべきだというように思っていますので、その点、どうでしょうか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 その考えというんですか、全体的な運営の中では、やはり計画からそのコンビニの民間施設というのは当然分離をしていますし、ただ、全体的な運営を考えたときに固定的な資金の確保の方法としては、現在でも有効な手段ではないかなというように考えております。

ただ、コンビニにもいろいろ種類がございますので、現在の我々が取り組んでいくような農産物がまず取り扱ってもらえること、それと、コンビニでもいわゆる個人が経営に参加されるのと直営店舗とあるわけですから、これは直営店舗であるということ、そして、防災協定がまず前段として結べるということですね。ほかにもいろいろあるわけでありまして、その3点ぐらいを中心に考えている。

○西澤議員 あの場所では、出店する場合、金融機関が資金提供を判断する資料があつて、現在でも率先してあそこに進出をさしていただくということで

表明をしていない現状つまり銀行の借入だとかそういうのを聞いています。307の場所的にもオーケーがなかなか出ないというのを聞いています。そういう点からも、私は先ほどの集客の効果、それから費用負担という点から脱却して、甲良町の特産物、また甲良町の自主的な運営を図るという意味でも、このコンビニの誘致から脱却する必要がありますし、コンビニはあくまで民間団体、そして24時間の管理を委託をするという点でも、コンビニが進出から撤退するというのは非常に早い。収益が上がらないと見れば撤退するのが常でありますから、民間企業にこの部分をゆだねるということは今の段階で白紙というよりも、私は根本的な見直しをする必要があると思いますので、改めてよろしくお願いします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 先ほども言いましたように、その考えを今のところ考えるつもりはございませんが、議員の意見につきましては聞かせていただきたいというように思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、関連をしてきますが、6番目の経済活動、収益活動の事業の厳しさから逃れることができないというのが、この道の駅に踏み出す、またいろんな、どういう名称をつけようが収益事業が伴う点についてはここを避けることができないのが全国の実態でありますし、近隣の実態でもございます。

そこで、通行量と入り込み客数の見込みであります。3月議会、北川議員の質問に答えて、通行車両台数9,500台のうち1,021台、土日は1,260台が立ち寄ると予測をされました。その根拠は何から求められているのか、通行台数は実際に担当課の手によって調査をされたものかどうか、立ち寄り台数の予測は何が根拠だったのかという点で明らかにしていただきたいと思えます。

○山田議長 産業主監。

○茶木産業振興主監 通行台数の基準でございますが、これにつきましては平成17年度に通行量調査をしているところでございまして、それによって国道307号線の通行台数は把握しているものでございます。

あと、立ち寄り台数によりましては、国土交通省が出されている基準を適用させていただいて割り出してきた台数ということで認識しているものでございます。

以上でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この通行台数の調査は、どこかに委託をされてされましたか。そ

れとも町の担当課がされたのでしょうか。私は少なくとも1カ月、ないしは年によってピックアップして少ない季節、それから多い季節を選んで、トータルして平均をするというのが必要ですので、そういう信頼性の高い通行台数を調べられたのかどうかをお聞きいたします。

○山田議長 産業主監。

○茶木産業振興主監 この道路センサスによる調査でございますが、これは県の方が国道307号線で24時間体制で行っている調査結果でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 最初は、町の職員が担当して調べたかのような印象を受ける答弁でありましたので、これは責任を持って進めるという点ではセンサスではなくて、町民に説得力がある点では直接調べていただきたいと思うんです。

続けて、投資費用と収益による資金の回収の問題であります。この考え方の基本ですが、交流村事業での収益の初期投資の回収はするつもりはないとの以前の方針でありましたが、改めてお尋ねするものであります。真に農業振興に必要な施設で、投下した税金の回収を、すべてを回収することを求めるものではありません。しかし、公設民営ということで税金の返済の義務はなし、設備資金の回収は不必要となりますと、経営に緩慢性が出てきます。必ず甘さが出てまいります。個々の出品者の所得向上をめざすとともに、この縛りをきちっとする必要がありますが、そういう点でも、特に赤字が出た場合はどうするのか、計画書の中にきちんと位置づけて明文化をして住民合意を形成する必要があるというように思いますが、いかがでしょうか。

○山田議長 産業主監。

○茶木産業振興主監 本町の方で計画しております事業費、投資額については、全協の中でもご説明を申し上げたところでございます。農林水産省の予算をいただいて整備をするものでございます。また、実際の販売に係る収益計画についても、概算事業費最低限度の中での投資なり、どういう販売実績が出てくるかという部分での試算もしておりました。そういう中で今回運営協議会等も立ち上げる中で、皆さん生産者の方も入っていただいた協議会を設立するということでございますので、そういう部分についての議論はその場でもしていただきながら成功へと導く交流村の建設にということで取り組んでいきたいと思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひこの点では、住民合意をつくる上でも、また出品者、生産者が町民に責任を負っているという自覚を持つ意味でも、行政側のガイドライン、つまり骨格を決める必要があるというように思います。つまり、借入金の返済がある、それから土地の代金がある。それぞれのそういう月々ないし

は年度で支払いが生じてきます。こういうものを生産者、それから出品者が
どういう割合で持つのかということは全く公設民営ということで責任は負わ
ないというのは、これは道理に合わないというように思うんです。収益事業
を担うという点からも、そしてその生産者の意欲をつくっていく上でも、こ
れは大事なところでもありますので、国交省の指針というように言われました
が、初期投資についての責任分野をどういうように線を引くのかという点で、
私はこの時点、また今後に線を引いて住民合意をつくっていく必要があります
し、そうでなければ赤字ができた場合誰が責任を持つのかという点で、ど
ういう論議を抜きにしても町が持っていかなければならないような状況が生ま
れてまいります。こういうことを防止をするということにならないと、赤字は
出ないというのを前提に計画を組むことはできないというように思うんです。
ですから、このところはどのような協定ないしは線を引いてガイドラ
インをつくるのかというのを、現時点での考え方をお示しいただきたいと思
います。

○山田議長 産業主監。

○茶木産業振興主監 交流村が運営を実際始めていくと、今おっしゃられてい
る不安もなきにしもあらずでございますが、基本的な部分については、やは
りある一定の支援もしながら取りくまなければならないというふうに思っ
ているところでございまして、それにつきましてはPRなり、イベント活動に
ついてはある一定の支援もしながら集客力を高める中である一定の収益も上
げていかなければならないというふうな思いをしているところでございます。
ガイドラインの作成につきましてはいろいろな部分でまた協議をしながら策
定はしていきたいというふうに今考えているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 出資はもちろんのこと、日常の、また年度年度の経理について赤
字をこれ以上町から持ち出しをしないという保証をつくらなければ、この事
業について皆さんと合意をし、また生産者だけではなく、町民の税金をつく
るという点からも合意をつくることできないということを指摘をしておき
たいと思います。

そこで、今年の4月に提示のあった検討課題を見せていただきました。担
当課の主監ともお話をさせていただいたんですが、今の時点になってやっと
スタートラインに立ったのではないかとこののを改めて思います。そういう
点からも、拠点施設ありきから始まった矛盾はここに来ているというように
思いますし、そうではないというのであれば、施設建設ありきではなくて、
農業振興を十分に育てる、進めるということを改めて私は表明をしていただ
く必要があると思いますので、町長、お願いします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 平成19年度から集落懇談会等で2年間説明をしてきましたし、また、農業組合等の研修の中でも各集落ごとに説明をしてきました。それと、生産者等の現在活動をしていただいている方等の協議を進めてきた経過があるわけですが、6月からそういった計画の運営協議会がスタートをしますし、経過説明を含めて、最終的には決定をしていきたいなというように思っています。

おっしゃるように、農業振興につきましましては引き続き積極的な支援をしてまいりたい。一昨年には生産者を集めて直接ヒアリングし、支援の内容等について要求を聞いていたり、あとは個別の対応をしながら、現在も将来に向けてハウス等をやりたいというところがあれば、職員を派遣して話を聞くとか、そういうような積極的なものを進めておりますし、これからも生産者と集落懇談会等を実施しながら、今年度は農業支援の具体的な検討をさらに図っていききたいというように思っています。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 その点では、私、元町の幹部というように表現をさせていただきますが、いろいろ活躍をされてこられた方ではありますが、集落懇談会で厳しい意見が出される。山崎町長が聞いてられないような意見が出るかもわかりませんが、反対意見が出てこそおもしろく進む、そして内容がよくなっていくということですので、ぜひいろんな方の声を聞いていただく。また、しゃんしゃんと異議や、それから疑問の声が出ないこと自体が非常に不思議な、初めての計画ですから、そういう点では真摯に聞いていただいて進めていっていただきたいというように思います。

それも含めまして、先般視察をした幸田町の取り組み、これについてどういう点を学ばれたか、また、どんな感想をお持ちだったのかということをお聞きいたします。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 短い時間ではありましたが、特に生産者とのかかわりの大事さを学び取りました。とりわけ地域の意欲と熱意のある人材の育成が一番大事であるかなというように思っております。

それと、交流村というよりは道の駅の具体的なものについて、やはり利用等について関係機関等の連携の重要さも伺えましたし、今後も甲良に合うところにつきましましては取り入れていきたいというように考えております。農業者、そして販売所の連携充実、そして行政の支援が必要であることを学びました。

以上でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この幸田町の視察では、私も多くのものを学んでまいりました。その中で4つの点を選びたいというように思うんです。

1つは、この副駅長さんの言葉で、発展させるために何よりも肝心なのは、1に役員の気迫、2つにパートさんのやる気だと言われました。これは非常に肝に銘じました。

2つ目は、すべては生産者が準備しておられて、副駅長さんのような信頼厚い、人望のあるまとめ役がおられるという点を感じをしました。

3つ目には、道の駅をつくるまでに産地形成がされていまして、至るところにハウスや、それから小さな直販所が設けられています。基礎があるなどというように思います。

4つ目には、計画の当初の段階から町民と生産者、その検討を十分になされて、相談をしてあの施設に至っていると。いろんな好条件が会場、場所が違いますのであると思いますが、この4つの点で私は感心をしたところであります。

今言われました内容を改めて私は思い起こしてみますと、この施設建設と、それから農業振興、それから地域振興というように3つの内容で進んできましたが、中身はやはり農業振興が基盤、そしてそのことが発展をした中で施設の建設に進んでいくと。しかも、その規模と状況は生産者や、それから行政も含めて十分なる相談が必要だというように改めて思いましたので、そのところでも施設の建設に知らんうちに建設をするという方向で進むのではないというメッセージを私は町長から送っていただく必要があると思いますので、この問題での最後の点、よろしく願います。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 私は施設がありきというようなことで当初から進んではおりません。この計画自体の初めは私が就任する以前からありまして、総合計画の中でもあるわけでありますが、その段階では本当に道の駅単体の計画だったというように思いますが、就任後は農業振興という旗を掲げながら進めてきましたし、ただ、今の幸田でもそうでありますが、我々になじみのない筆ガキが向こうでは特産品になっている。愛東のマーガレットにしても、植田町長がやはり農林の出身ということで非常に大きな投資をされてきました。甲良はさてそうだとすると、基盤整備等の中で遅れてきた圃場整備等の整備をしながら、終わった時点でこういうような状況を迎えておるわけですので、そういう成り立ち自体が違うわけでありますが、幸田も公設民営で進めてきたもので計画もありますし、本町も同じような計画であります。やはりそういうように基礎がないからとかいうより、基礎はつくりながらやはり

皆さんが利用できるような施設、そこに販売所があればそこにいろいろなものを持ち寄って、またイチゴのようなものがどんどんと広がっていくというようなことでもありますので、すべて100%完成した中でそういった計画が進んでいくというのも限りません。

しかし、いろいろ課題も沢山ございますので、協議会含め、これから、私は人の話を聞く耳は倍持っておりますので、その姿勢は崩さないで検討を進めていきたいなというように思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 施設建設は、タイムプログラムでも示されましたように、また今、町長が答弁があったように2年後、2年後には自動的に着工するというのではなくて、状況を見、そして町民と相談をする。そして何よりも生産力の点、それから経営の方針上、そして赤字が出るのか出ないのか。出は大変ですけども、そういうことも十分検討した上で次に進む、次のステップに行くということをぜひくんでいただきたいことを強く要請して次に移ります。

定住自立圏構想についてであります。定住自立圏構想に対する基本的な考え方は、以前に私、示しましたが、4月15日に彦根市が中心市宣言を行いました。その文言を読みました。読めば読むほど納得できないところがあります。それは次の点であります。

1つは、周辺が衰退をしていくことを何か自然現象のように言っていることでもありますし、政治の責任に触れていないことでもありますし、また、周辺町の一人前扱いしない、半人前にも至らない、そういう文言を随所に見かけるものであります。

2つ目に、もはやフルセットで住民のニーズに応えることができないという内容の文言が中心になっています。そういう点は、広域行政も必要に応じて拡充してきたところでもありますし、一概的にフルセットで甲良町が、また多賀町が対応できないということではないというように思います。この点で、中心市宣言に対する評価をどのように甲良町はされているのかをお尋ねいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず、中心市宣言の評価でございます。推進要綱の定義を見ますと、中心市が人口定住のため生活機能の確保など中心的な役割を担うことを明らかにするために書面を作成して公表するのが中心市宣言というふうに明記をされています。西澤さんの文面の評価、そしてフルセット、それから今まで進めてきた広域行政、その連続線上の上に立っての話であります。中心市宣言の内容の末尾であります。1市4町の市町村会議の意見をふまえて作成をされておりますので、湖東定住自立圏中心市宣言については、彦

根市はこの圏域の歴史の積み重ねを念頭に、周辺自治体との協調と連携を旨とし、圏域全体の住民福祉の向上と地域振興のために責任を持って周辺自治体とともに全力で取り組むことを宣言をするというふうに結ばれておりますので、定義に照らし合わせましても、周辺町の意向に配慮しつつマネジメントを果たそうとされる意思がありますので、私どもは評価をしているというところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 中心市宣言の逐一のところでは控えるわけですが、責任を持って福祉向上に取り組むという内容が書かれていますが、彦根市の財政状況は県下でも一番悪いというのが現状ですし、硬直化、甲良町と比べても非常に大変な状況を生んでいて、周辺町を引き上げたり、サポートしたりできる余裕があるのかというのが大概の意見であります。そういう点からも、この中心市宣言に対する危うさは読み取ることができます。

そこで、彦根市の総務省から副市長を選任するという議案が彦根市で出されています。彦根市の議会の最終日だというように聞いていますが、この点では報道されているところ、つまり関係省庁の調整を円滑に、政策課題への対応を強化、地域振興の一層の推進につながるというように理由をつけていますが、この点では非常に危ういところを持っています。つまり、マネジメントは彦根市が主体的に中心で行うというようになっていきますし、そのことに周辺町が従うという制度上の欠陥があります。その点でこういう地域振興の一層の推進につながるというような理由づけが果たしてそのまま読み取れるのかどうか、お尋ねいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 総務省からの派遣の副市長の問題でございます。現在、報道によりますと7月1日就任をめざして彦根市議会定例議会におきまして副市長の定数条例の一部改正が上程をされているというところでございます。5月26日に各社のマスコミで一斉に報道されているとおりでございます。彦根市からの説明も報道と同じ内容で伝達を受けているところでありますので、その範囲でしか理解をしていないというところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 毎日が非常におもしろい記事を配信をしています。国の言いなりになるのではないかと。副市長を総務省から入れることによって市独自の判断ができなくなっていく。市独自の判断ができないだけではなくて、周辺町が独自の意見を言って、独自の施策に合意をたどり着いているということも非常に危ういところだというように私は思います。

そこで、3番、4番をまとめて質問をいたします。

圏域内の各自治体が持つ課題を私は優先して取り組む上で、この定住自立圏の構想が障害になるということがあってはならないというように思いますし、この点では甲良町が取り組む、甲良町の独自で頑張らなければならない課題を優先してきちっと方針化していく必要があると思います。例えば、これは公共交通で彦根市はデマンドを実施をして、試験的に始めました。甲良町では議会でも論議がありました巡回バスや、それから外出支援の事業についても実行されて、そして、その上に立って新たな外出支援、つまり高齢者だけではなくて、そういう方々の外出を気軽にできるようにという方向がされています。このことについてどういうように取り組むのかというところです。

それから、4番目の民主的な手続がこの点で必要です。町長の開会あいさつでもありました。1市と4町が共同して論議をする、そして、議会は報告を受けるだけになっています。この点では、共同に意見を事前に申し上げて、その共同事業の中身に反映させるという手続が必要だというように思いますし、具体的作業の公開が必要ですし、決定に至るまでの意見の集約の手続が必要だと思いますので、この点、どうされるのか、お聞きいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 3番目、4番目の質問でございます。

課題であります。西澤さん、コメントを交えての質問となりましたが、私たち周辺町の特にかかわる職員、それから首長等々につきましては、いかに中心市との対等の関係で、そういう姿勢で臨むことができるかというのがポイントではないかと思えますし、それから、中心市には交付税が既に入っておりますが、そのことをふまえても周辺町、周りのためにいかに汗をかいて頑張っていたただけるか、いわゆるマネジメントを入っていたただけるか。その2つがいい関係で双方の課題に取り組み合うということが前提でなければいい進み方をしないというふうに認識をしております。

それから、特に議会と行政との関係でどう民主的にということですが、6月1日に第1回の推進本部会が開催されまして、漠とした会議になったわけですが、せっかく彦根市がみずから手を挙げて先行実施団体に選定をされたわけですから、中心市宣言のときにも総務省に言われてということで、日程的な面でやりとりをさせていただいた経緯があるとおりに、先行実施団体として協定に向けて、いつ協定の締結を想定しているのか、あるいは逆算してそれぞれの課題をどういうふうに協定文に結んでいくのかということの具体的な本部としての指令を発するべきだというふうに意見を言いましたし、それから、拡張議会は彦根市の情報を受けて議会に報告するのではなくて、それも1つの方法ですし、それから中心市は中心市として、彦根市の行

政、彦根市の議会でどうあるべきかというのをまず構築するということと、それから、彦根市周辺の4町の議員さんは議員さんでどうかかわるべきかという議員団としてのやっぱり統一した見解、それから行政としての統一した見解、例えば民主的という立場で臨む必要がある。このことも強く中心市にお願いをしたというところでございます。

以上であります。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 民主的手続という点では、また事業作業の公開という点で、今年1月5日、仕事始めのときに広域主監の宮崎主監から説明がありました。その資料を彦根の市会議員に、次の日会う機会がありましたので言いますと、彦根はこんな説明少しも聞いたことがありませんと。甲良はえらい早いなというように言われた覚えがございます。という点でも、彦根の行政として、周辺町はもちろんです、そういうことを公開しないまま進めるという状況がありますので、十分注意をして主張をしていただきたいというように思います。

次に、町民の暮らしの営業の支援の問題であります。これは、アメリカのリーマン・ブラザーズのショックをはじめとして、先日のGMの破産申請、未曾有の経済危機に覆われています。この危機を脱出をして、国民本位の経済に立て直す処方せんとして内需拡大が言われて、外需頼みから内需中心へと切りかえるべきだというのが大方の内容であります。しかし、麻生内閣のやることは、専ら大銀行や大企業救済政策が中心となっています。そんな中だからこそ町民の暮らし、町内の中小商工業、建設業者の支援策が切実に求められています。

そこで、5点要望を出して、その見解を求めるものであります。

1つは、制度融資の利息、保証料の補給、これは3月の補正で一時期ございました。その継続を求めています。

住宅リフォーム制度は以前も制度の創設を求めて、制度の内容を申し上げましたが、多賀町と愛荘町が今回始めていきます。

3つ目に、各種の減免制度。彦根市と比べて国民健康保険税、彦根市は量であります、非常に甲良町の減免制度がすぐれている制度になっています。こういうところでも、まずこういうところで困った方は救済できるということを知らせていただきたい。

4つ目に、高齢者のプールの利用料の軽減であります。

そして5つ目は、全協でもありました水道料金の引き下げをぜひ反映するということの検討の表明がございましたので、この5点についてお願いいたします。

○山田議長 産業主監。

○茶木産業振興主監 まず1点目の制度融資の件でございますが、今もお話の中でありましたように3月補正で、緊急補正でやらせていただいた部分でございます。この21年度の方角につきましては、国・県もその融資の方角で進んでおりますので、今現在、事務レベルの中で補正に向けての対応ということをやっていきたいということで事務レベル協議を今しているところでございます。また、件数がどうなっているかという部分についても今調査もしているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 住宅リフォーム制度の関係でございますけれども、3月議会での答弁をさせていただきました。現時点でのちょっと実行は難しいかと考えておりますけれども、今ほどございました近隣等の情報等も収集いたしまして確認はしていきたいと思っております。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 国保の減免というお話でしたけれども、特に災害等々のことでございますけれども、今のこの状況を考えたときに非常に大変な状況の方もおられるということも事実でございますし、その辺についてはまた十分な相談に乗りながら対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 高齢者のプール利用料金の軽減でございます。3月議会でも質問をなされました。そのときに前向きに努力しますということで、この7月からやはり半額ぐらいの助成を考えながら、健康でおられるよう、そういった事業を展開していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 5点目の水道料金の引き下げの関係でございます。今回ご相談いたしました多賀配水の関係で検討は進めていくわけでございますけれども、この水道事業につきましては、最低住民の方々の暮らしに欠かすことのできない基本的な事項ということで、基本に安全・安心な水を安定して供給するという経営を持っていかなくてはならないという根本がございます。水道料は、この運営の中の大事な収入源でございますので、安定経営のために必要料金徴収につきましては利用者の方々にご理解をいただいてご協力は欠かせんということは考えております。

町の今現在の状況ですけれども、水道料金につきましては、経営状態を見

て整理していく必要があるんですけども、現在ご報告いたしましたように、需要が減少しているということもありまして、いろんな経営安定化助成金などで値下げをちょっと抑えているというような状況でございます。現状のままでは引き下げは難しいんでございますけれども、この前の全員協議会でご報告させていただきましたように、水需要の拡大、甲良には水源および配水能力のある施設がございますので、これの有効活用をするということで多賀町への計画が、協議が整いましたら固定的な収入が見込まれますので、この部分につきまして利用者への還元という意味での内容を内部運営委員会等検討、協議を進めていきたいというふうに考えているところです。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この暮らしと営業の支援については、5点に絞っていますが、それぞれ豊かな内容で発展をさえる必要があります。リフォームについては壮大な予算は必要としませんし、減免については、国保税だけじゃなく他の減免制度についても周知をしていただくことを求めて、終わります。

○山田議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで、しばらくトイレ休憩をいたします。

10分間、トイレ休憩をいたします。

(午後 2時40分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、6番 宮寄議員の一般質問を許します。

宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問させていただきます。インフルエンザ等の質問をさせていただく予定だったんですけど、ここは簡単に、ちょっとおさまってきましたので簡単にまいります。

まず、テレビ等で毎日のように報道されておりました新型インフルエンザになるんですけど、まず、滋賀県での取り組みと甲良町内での取り組み、簡単に結構ですのでまとめてお願いいたします。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 まず、甲良町内での取り組みですが、甲良町内では5月1日の日に課長会を開きまして、これを新型インフルエンザの対策会議というふうな位置づけをしまして開催をさせていただきました。それと、5月1日付で全戸に啓発チラシ、発熱相談センターを開設したというチラシを配布しております。

また、5月20日の日には、第2回目の関係部署の対策会議を開きまして、

各職場に手洗い、手、指の消毒、せきエチケットの徹底、窓口対応者にはマスク着用の義務づけ等を行っております。

滋賀県内の取り組みですが、5月22日に総理大臣から地域の実情に応じ柔軟な対応を行うこととする基本的対処方針が示されました。これに基づき、今後の県の対策を講じていきたいということで、5月27日から県立高校は再開されましたし、小中学校、幼稚園、保育園、高齢者や障害者の通所施設の臨時休業の解除を要請されました。これによって今後も同じように各施設、各町対応ということになっております。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今ので大体わかりました。今後また秋、冬にかけていつ発生するかわからない病気でございますので、緊急な対策にいつでも適切に対応できるよう、よろしく願いいたします。

では、次の地域介護福祉空間整備事業について質問に移りたいと思います。

まず、全体について質問させていただきます。昨年12月にも質問させていただきましたが、今、下之郷地先で取りかかっている地域介護福祉空間整備事業について、昨年12月の時点では用地交渉等が順調に進めば、平成20年度で造成、遅くても平成21年の6月には着工、10月の完成を予定していると聞いていました。また、さきの3月議会で事業費1億7,900万を繰り越されましたし、今回の議会に繰越額が追加されているようですが、そこでお聞きいたします。

工事の工程がかなり遅れているように思うのであります。4月の全協でも説明を受けましたが、再度、今後の工事の日程についてはどのようになっているか、お尋ねします。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 工事の日程であります。まず古民家を改修した工事につきましては、6月20日過ぎに入札をさせてもらって、順調にいけば9月中ごろに完成するかなというふうに思っています。ほかの新設の施設につきましては、実は造成工事を今やっているところですが、県の残土を利用して、少しでも工事費が安くなるようにということで残土待ちということになっています。当初はすぐに入る予定でしたが、今、7月ごろになるというふうなことで少し遅れていますので、7月になれば地盤改良をしてかかっているんじゃないかなというふうに思っています。

それで、今現在建築確認申請を出している途中であります。それがおりるのが7月ごろということになっていますので、入札につきましては7月上旬ごろと。それから、7月14日にきのう臨時議会をしていただくということを聞かさせていただきましたので、その臨時議会に契約議決をいただきまして

着工ということになるわけです。それで、実際着工してから約130日間工期がかかるとお思いますので、完成は11月下旬ごろかなということをおもっています。いずれにしても、以前皆さんの方に報告していただいたことよりも約1カ月ぐらい遅れているというふうな状況であります。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ということは、新築部分の造成工事と建築が少し遅れているということですね。何とか今後の日程を詰めていただき、できれば当初の予定どおり、山崎町長の任期までに工事を完成させていただきたいとお思います。

次に、この施設全体についてまずお聞きします。以前に聞いていましたが、この施設の管理体制についてはどのようなになっていますか。お聞きいたします。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 現施設の管理体制ですが、今、支援センターの職員がいますので、その支援センターの職員が中心となりますけれども、ほかに古民家の入居者の指導とかをしていただく介護関係の職員さんを充実いたしまして、施設全体の、支援センターの職員も含めた形で施設全体の管理運営を行う予定です。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。あまり支援センターの職員の負担のかからないように適正に運営をしていただくよう、お願い申し上げます。

また、4月の全協等で、甲良町は今後新エネルギービジョンに取り組むとのことでしたが、この施設で何か取り組んでいることはありますか。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 4月の全協のときに、甲良町も新エネルギービジョンを策定するというので作成しました。それによって施設全体に太陽光発電を取りつけようということで予定しています。公共施設として環境やエネルギー資源に対する社会的使命を具現化し、地球温暖化の原因となるCO₂を削減するように取り組んでいきます。

なお、この施設の太陽光発電のシステムの太陽電池容量は10キロワットアワーということで、大体一般家庭が3.5キロということになりますので、その3倍ぐらいということをお予定しています。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 10キロと言われてもぴんと来ないんですけど、実際これを設置すればどれぐらいの効果があるんですか。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 業者の方からシミュレーションをいただいています。そ

れによりますと、この施設の年間の使用予定量が3万キロワットアワーというふうなことになるということです。わかりやすく言いますと、電気代に換算すると30万円という年間の経費になります。この30万円ですが、この太陽光発電で10キロワットのシミュレーションをしますと、いろんな自然環境によって変わってくるんですが、約1万177キロワットアワーということで、電気代に換算すると10万5,739円ぐらいということを知っていますので、すなわち約3分の1ぐらいの電気代の節約になるかなということをおもっています。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。せっかく取り組む事業でありますから、最大限の効果が上がるように努力をお願いしまして、次の質問に行きたいと思えます。

施設での目的や対象者については、昨年お聞きしました。たしか4つの利用目的があったと記憶しております。そのうちの1つ、古民家を利用した地域密着支え合いグループハウスについては、認知症予防の一環としてひとり暮らしの元気老人が家庭的な環境の中共同生活を営むということと、昼間は近隣の方々の憩いの場として開放、交流の場としても活用をしていくとのことであったと思っておりますが、この施設の入居要綱、利用料、家賃等ですね。入居希望者はあるのか、お聞きします。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 入居要綱ということではありますが、実は今いろんなところから資料を取り入れているところでありまして、甲良町独自の入居要綱につきましてもまだできていません。いろんなところのいいところを参考にさせてもらってつくっていかうかなというふうに思っています。

それから、利用料ですが、この施設は個人のおうちを借ります。その固定資産税がありますので、その固定資産税を入居者ならびに月額で換算させてもらって、それをベースにしていこうということをおもっています。それで、ほかに共益費、全体で使うお金ですね。例えば電気代とか、水道代とか、施設の維持管理費とか、建物保険というのをプラスしますと、2万円から3万円ぐらいの範囲で考えております。

それから、入居希望者ということですが、要綱もできていないし、町民の方にまだ広く募集していませんので、そういう希望者等はおられませんけれども、ただ、ひとり暮らしの老人の方がおられまして、家が雨漏りすると。だから、何とか住む家はないのかというふうな相談も受けていますし、個人の家を間借りしておられる方が、そこを出ていけと言われていたというふうなことも聞いていますので、そういう人がその施設の入居対象になっていく

んじゃないかなというふうに思っています。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、まだ入居要綱などが具体的に決まっていらないように思われますが、早急に対処して当初の目的が達成されるように望みます。

次に、2つ目でございますが、認知症対応型サービス、施設については、老人福祉法に基づく介護保険適用事業所で認知症としての介護サービスが受けられる方の在宅サービスとのことでありました。この施設は、たしか指定管理者に委託されると聞いていたように思いますが、利用人数と運営方法と委託費用はどうなっているのか、お聞きします。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 利用人数といいますか、定員は12名であります。運営方法は、今おっしゃっていただいたように指定管理者を指定して管理していく予定でありますし、委託費用というふうなことであります。費用については支払っていません。逆に納付金というのか、利用料というのか、そこを使ってもらったのに対してお金をもらっていると。ちなみに、あそこのけやき、らくらくの方では年間75万ほどいただいておりますが、今回その金額も固定資産評価額というのを換算しますので、今回はそれより面積が少し小さくなりますので、その額には至らず、もう少し低い額が利用料収入というのか、そこを使っただけ収入になっていくのかなというふうに思っています。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。ところで、委託先は決まっているんですか。お願いします。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 まだ要綱等も決まっていますので、これから準備して決めていく予定であります。また、決まれば、議会の方に議案として提案させていただきます。よろしくお願いします。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、3つ目の包括的介護予防拠点施設は包括支援センターが実施する生活機能評価から抽出した方や自主トレーニング事業に取り組まれている方、また認知症予防サロン施設については、地域サロン事業等の参加者で参加が望ましいと思われる方を対象としていると聞いています。また、空き時間等につきましては、両施設とも一般開放し、幅広く活用していくと聞いていたと記憶しております。今後この施設が完成してからの事業予定や利用見込み人数を把握しておられればお答えください。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 まず、この施設を利用する目的は沢山ありますので、なかなか全部説明していると時間がかかりますので、主な事業を紹介させていただきます。

まず、介護予防として筋力トレーニング教室、今の福祉センターでも行っているんですが、それを少し規模を大きくして行う予定です。この目的は、運動機能の低下のおそれがある高齢者を対象に、虚弱な高齢者が要支援、要介護状態となることなく健康でいきいきとした生活を送れるよう、また専門の方の指導のもとに行う予定であります。予定は、1グループ10人、1クール28回、年3回予定していきまして、今までの実績より少し多く750人ぐらいの利用を見込んでいます。

また、転倒予防教室を開催する予定です。これも転倒、骨折の防止、加齢に伴う運動機能向上を目的に、手軽にできる健康体操、運動教室を行う予定です。月2回、年間約520人ぐらいということで見込んでいます。

一般開放ということではありますが、なかなか器具を勝手に使っていただくというわけにはいかなくて、その人たちには指導講習を受けていただいて、空き時間には一般開放も可能になるようなことを考えています。今現在も転倒予防教室等の経験者が使っておられるんですが、その見込みとしては、去年大体1,600人利用されていますので、今回、トレーニング機器も増えます。だから、2,000人という人数は今のところ見込んでいるところであります。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そのような事業を計画しておられますが、この施設で十分なスペースがあるのか、再度お聞きいたします。

○山田議長 保健福祉課長。

○大橋保健福祉課長 この施設、全部のドアというのか、仕切りが稼働間仕切りになっていまして、お互いの部屋が行き来できると。あるときには人数が増えたら全部オープンにして全部一体に使えるというふうな施設になりますので、十分可能かなというふうに思っています。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

それでは、4つ目といたしまして、子育て支援センターについて質問いたします。

まず初めに、新しい施設における支援センターの事業についてはどのようなことを考えておられますか。

○山田議長 子育て支援センター所長。

○山本子育て支援センター所長 新たな施設における支援センターの事業展開

につきましては、1つに、保育センター入園前の親子を対象とした未就園児親子への一体的な支援事業の展開を考えており、広々としたオープンルームをご利用いただき、親子の触れ合いはもとより、子育て中の皆様が交流してくつろぐことのできる場になればと考えております。

また、キッチン、調理室を活用して、さらにサークル活動を充実して楽しんでいただいたり、育児に疲れたときには一時保育のサービスもご利用いただきたいと考えております。

次に、青少年を対象にした支援事業がございます。甲良町の子どもたちの進路保障、自立に向けて関係課と連携してさらに取り組みを進めていきたいと考えております。

そして、新規事業としまして、高齢者の皆様との世代間交流を考えており、グループハウス、入居者の皆様や新施設をご利用いただく皆様と青少年、また未就園児親子の皆様が交流できる事業に取り組みたいと思います。

そして、放課後児童の健全育成事業としまして、さらに東西児童クラブの充実に引き続き努めてまいりたいと思っております。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 次に、先ほど説明のあった新規事業の高齢者との世代間交流事業について、具体的に何か考えておられるのか、あればお聞かせ願えますか。

○山田議長 子育て支援センター所長。

○山本子育て支援センター所長 高齢者と青少年、また未就園児親子との共同による菜園、またクッキング活動など、世代を超えた交流活動を考えております。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。いろいろな事業を予定されていることがよくわかりました。

次に、子育て支援センターとしては、県下でも例を見ない青少年の支援の現状と取り組みについてお伺いいたします。

○山田議長 子育て支援センター所長。

○山本子育て支援センター所長 青少年支援の現状と取り組み等につきましては、1つには、不登校児童・生徒への支援を行っており、学校へ行きたくても行けない児童・生徒の居場所づくりとして支援をしております。学校・保護者との十分な協議のもと、一人一人に応じた活動のプログラムを持ち、学校復帰、進路保障をめざした取り組みを進めております。昨年度ですが、4名にかかわり、中学校との連携のもと、高校進学につないできました。本年度につきましては、現在不登校傾向の生徒の受け入れ支援、学校への押し出しなど、3名にかかわっております。

また、引きこもり状態にある青年1名を受け入れて、継続的な支援も行っております。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。今ほど説明のあった養育支援について再度質問しますけれども、養育支援が必要な家庭がどれくらいあるのか。また、具体的にどのような取り組みがなされているのか、お聞きします。

○山田議長 子育て支援センター所長。

○山本子育て支援センター所長 不登校児童、そして養育支援等に関してですが、現在養育支援の必要な家庭というものは不登校の子どもたちも含めて約40件あります。対象は、基本的に関係機関の連携と協力を必要とする家庭です。

具体的な取り組みとしましては、現在も継続中の事例ですが、家のごみで埋もれている中で生活をしているといった、そういう環境に生活している児童に対する支援があります。支援センターが中心となって保護者と関係課が協議の上、ごみの撤去を実施しております。この支援をすることによって児童が勉強できる環境ができ、また、児童をはじめ家族の中にごみを分別処理するという、そういう習慣もついてきています。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。早い話が、甲良町内にもごみ屋敷があるということですか。児童福祉の観点から、教育と福祉との連携をさらに深めて充実した取り組みを進めていただきたいと強く望みます。

次の質問に行きます。

学童保育について質問いたします。実は学童保育の利用者から何人ものご意見をいただいているわけでありまして、そこで、平成19年度と平成20年度の学童の利用者数の実績と、国・県の補助金、個人からの利用料、また町の持ち出しについては事前に議員の皆様方にも一覧表を提出していただいておりますので、まずこの表の説明をお願いいたします。

○山田議長 学校教育課長。

○奥川学校教育課長 今、宮寄議員の方から言っていただきましたように、本日、皆様に学童保育の財源構成につきましてという形で、21年度を含めましてお示ししております。19年度、20年度につきましては、年度末の利用数という形でご理解をお願いいたします。19年度につきましては、年間で985万9,000円の事業費のうち、一般財源の持ち出しが269万1,000円でございます。そして、20年度につきましては、1,126万3,000円の事業費に対しまして、一般財源の持ち出しが370万7,000円となっております。そして本年度、21年度につきましては、

予算ベースですが、1,089万1,000円の事業費に対しまして一般財源が362万1,000円となっております。

以上でございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。要するに、平成20年度では町の持ち出しは370万ということですね。

次に、近隣町の利用料についてお尋ねします。これも事前に一覧表をいただいておりますが、甲良町は金額設定が近隣の市町と異なるように思いますが、何か甲良町独自で特別なことをされているのか、表の説明とあわせて回答をよろしくお願ひします。

○山田議長 学校教育課長。

○奥川学校教育課長 先ほどの資料と同じく、きょう、本日皆様にお配りしておりますが、まず、近隣市町の利用料につきまして上の方には挙げておりますが、甲良町の場合につきましては、1年生から6年生までの6学年をまず見ておりますのと、下の方に運営内容等で挙げておりますが、近隣では平日の就業日以外で甲良町のみ土曜日も開設をしている状況でございます。

そして、宿題等につきましては、内容等を見るところまで入り、また最終確認を保護者にしていただき、クラブでは学習や生活指導を含めて関係する学校との連携を密にして子どもの本読みについても一人一人聞いての対応をしている状況でございます。

また、夏季休業中につきましては、各東学区、西学区となりますが、各3集落のサロンとの交流等も行って、夏休みの中の規律ある取り組みの事業をやっております。

あとは、下の方には、他町の取り組みも挙げておりますが、特に甲良町の場合、障害児加配等につきましても東西に各1人を設置して運営している状況でございます。

以上です。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。この表を見ても、甲良町の欄は分厚いですね。要するに、甲良町では近隣市町にはない手厚い運営がなされているということですね。よくわかりましたが、私が言いたいのは、町民の立場からすると、こうした運営がなされているにもかかわらず、他の市町と比べた場合、どうしても利用料が高いところにはばかり目が行くんですね。これは幾ら手厚い指導をなされていても父兄にとってはどうしても他町との比較、よく皆さんご存じなんですよ。多賀町は幾ら、豊郷町は幾らという料金を知った上で私のところに来はるわけなんです。ということで、利用料金が低いという感覚

を皆さん持たれております。

そこで、例えば利用料を一律5,000円または6,000円、もしくは3,000円にした場合の町の持ち出しはどれぐらいになるのか、これも一覧表をいただいておりますので、ご説明をお願いいたします。

○山田議長 学校教育課長。

○奥川学校教育課長 3枚目の資料になりますが、21年度、本年度ベースでいきますと、現行で運営費は1,089万1,000円なのですが、それを6,000円のベースと一律に持っていきますと、現行との比較が右の方にありますが、70万9,000円増となります。一律の5,000円といたしますと108万4,000円の増という形になります。そして、3,000円という形に持っていきますと、現行比較が183万3,000円で、一般財源は545万4,000円という金額になります。

以上です。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。大変よくわかりました。

そこで、私の本題に入るわけではありますが、利用者の減額要望はないのですか。私のところには過去、去年で3人、4人、今年になってからでも2人の方が、何とかならないのかという要望がありますが、こういった町民の声は支援センターには直接届いてないんですか。

○山田議長 子育て支援センター所長。

○山本子育て支援センター所長 利用者の減額要望につきましては、毎年数名の保護者から聞いております。しかし、宿題を子ども任せにせず指導員が見ていることや、先ほど課長からも説明しましたように、児童クラブの環境につきまして教育的な配慮をしていることなどを保護者さんにも説明をさせていただき、内容面等についてご理解をいただけるように努めております。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

では、ここで町長にお聞きいたします。このように町民の方が減額を望んでおられますし、先ほどの試算していただいた表によると、豊郷町のように一律3,000円にしても町の持ち出しは200万足らずですね。他の市町並みの5,000円にしても約100万円ちょっと持ち出しということですね。今後利用料を見直していただける予定はございませんか。

○山田議長 学校教育課長。

○奥川学校教育課長 先ほどの3番目の資料ですが、現行との比較はこれだけ増えて、一般財源のところの金額になるということでございますので。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 だから、今現在370万円でしょう。だから、あと100万お足ししていただければ5,000円にできるんじゃないですか。そういうことでしょう。それを伺っているわけであります。どうですか、町長。減額、よろしく。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 利用者の方はどこでも値下げを言っておられますので、この学童に限ったことではございません。ただ、今、本日初めての要望でございますし、内容的にも1、2年、3年と、それと4、5、6という4段階の料金にもなっておりますので、取り組みの内容は相当差があるということもわかっていきますし、障害児加配についても甲良の場合には東西に設置しているということで、中身の説明は先ほどから言っているようでありまして、保護者の方にはあまり耳に入らない部分でありますので、子育て支援の一環として少し前向きに検討してまいりたいと思います。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 大変前向きなご回答をいただき、ありがとうございます。

しかし、この学童保育の利用は、7月の後半、すなわち夏休みになり、そのときがピークになるんですよね。予算も関連してくると思いますが、とりあえずこの6月議会、もしくは7月の臨時議会に条例の一部改正を追加議案等で提案していただきたいのですが、同じ下げてやってもらえるんだったら夏休み前にやった方が値打ちがあるんじゃないかと。私の勝手な思案でございますが、どうですか。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 検討させていただきます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 大変、すごく前向きなご回答を願いまして、なるべく速やかな対応をよろしく願いしまして、とりあえず今議会で、もしくは7月臨時議会で一部改正をしていただきまして、今年の夏休みから利用者が気軽に利用していただけますよう、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に行きます。時間、大丈夫ですか。

○山田議長 10分ちょっと誤差がありますので。

○宮寄議員 それでは、次の質問に行きます。

まず、私が昨年的一般質問や今年の3月議会で質問させていただいた運動公園の危険防止のためのフェンス工事等については速やかな対応をしていただき、大変ありがとうございます。私も少年野球の大会や郡対ソフトボール大会のときにグラウンドを見させていただいております。大変きれいなグラウンドにさせていただき、子どもたちもご父兄の皆様方も大変喜んでいと聞

いております。

そこでお聞きしますが、5月の連休のとき、グラウンドゴルフや親子で遊具で遊んだり、また、グラウンドでは少年野球をしていたりして、沢山の方がこの公園を使っておられます。その利用者から苦情というか、要望をされていたのですが、中ほどのトイレのタンクが満杯になりまして、マンホールから汚水があふれていたと聞いております。悪臭等で町民グラウンドとしての評判が悪くなると言っておられました。そこで、この現状を何とかならないのか、早く下水を接続してこのようなことのないようにできないのか、下水工事の予定等がないのか、お尋ね申し上げます。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 下水道工事の予定でございますけれども、今年度21年度予算で道路への埋設の本管理設の予算計上をさせていただいているところでございます。一応発注予定としましては前期に、9月までの期間に発注は出したいというふうに考えております。これにつきましては、トイレが3カ所ございますので、その3カ所のます、それと緊急事態、災害等に備えましてのグラウンド等へのますと計画しておりますので、今年度内に道路埋設管については敷設が完了するというような状況でございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。今年度の計画、来年度の計画ということになるんですか。管は今年度の計画ということですね。工事完了するまでちよくちよくトイレの点検をしていただき、評判が悪くならないように十分な管理をしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、先日、私も野球の試合をしたのですが、上のグラウンドから直接入れるトイレがないんですね。できれば下水工事のとき、ついでと言っては何ですが、上のグラウンドにトイレの設置をしていただきたいんですが、いかがですか。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 今ほどのトイレ設置のご要望でございますけれども、現在の道路埋設管につきましては現在トイレのところの接続のためのます、管の接続、それと含めまして、ちょっと先ほど触れましたけれども、緊急災害時等に備えましてグラウンドでの仮設トイレの設置等も考慮いたしまして、グラウンド内2カ所、また屋根つきグラウンド事務所等に含めまして、ますを合計7カ所設置は予定でございます。ただ、あくまで今は緊急使用用を考慮してのます設置で検討を進めているところでございますので、具体的なトイレ計画等につきましては今ほどご意見いただきましたけど、利用状況なり財政状況を含めまして今後検討していきたいというふうに考えておりますの

で、よろしくをお願いします。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 できる限りのご配慮をよろしくお願ひいたします。

次に、そのときに気がついたので、グラウンド前にあった自動販売機がなくなっていました。これは私だけではなく、他のスポ少等、グラウンドゴルフに通っておられるご老人方にも伺っております。そこにあると思って飲み物等を持っていかなかったのですが、なぜ撤去されたのか。そのときその野球の郡の大会の予選ですね。そのときに町職員の担当者に聞いたところ、総務主監に聞いてくださいと言われたので、まず総務主監にお聞きいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 教育委員会の担当の方から撤去しましたので、総務主監にも伝えておきますということで事後報告は受けましたが、私が撤去せえと言うたものではありません。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そうですか。では、教育次長、見解をよろしくお願ひします。

○川並教育次長 18年11月に初めて設置して以来、今年4月までで5回ほど自動販売機が荒らされたわけです。この間も荒らされましたので、内部としてもどのようにしたらええか検討してきたわけです。その間、ちょっと設置はしていなかったということで、業者に尋ねたところ、今まで以上に機能もよくなった機械ができたということで、それを取りつけていただくように業者にも話をしまして、今進めているところでございますが、ただし、その機能のよい機械を設置しようと思うと2カ月ぐらいかかるわけなんです。従来のがえの機械をすぐに置いてもらうように今話をして、来週中には設置をされるようになってございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、何度か荒らされたと今お聞きしましたが、そのようなことで何か町が損をしたとか、何か予算的に持ち出しがあったとか、影響があるのですか。

○山田議長 教育次長。

○川並教育次長 予算的には町の何の持ち出しもないわけなんです。ただ、青少年育成の方からの、警察等々もちょっと当分の間は設置せん方がええのちゃうかという指導もあったわけなんです。ですから、ちょっとしばらくの間は設置しなかったということです。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 実は私も業者に直接聞きまして、自動販売機は保険に入っている

し、絶えず金額を回収しているので大した損害がないと聞きました。業者としても今まで以上に壊れにくい自動販売機を設置するので何とか置かせてほしいと聞いております。今のご回答で、置いていただけるということで。

それと、警察等の要請で置かなかつたと言っておられますが、どけなだめな販売機が、この北海製罐の向こう側にありますよね。それは甲良町民の方なら皆さんご存じやと思いますけど。山のグラウンドの自動販売機をどかす前に、あそこをどかした方がいいんと違いますか。

○山田議長 教育次長。

○川並教育次長 その方につきましても昨日青少年、犬上少年センターの方の会議がございまして、今年度にはセンターとしても何とか除去をしたいという考え方を示しておられました。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

そこで、関連でもう1点、やめときますわ。前向きな回答をいただいたので。

そろそろ時間なので、今後も、何事も町民の目線に立って町行政の運営に携わっていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山田議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

先ほど宮寄議員の一般質問中、ちょっと時計のトラブルがございまして、まことに申しわけございませんでした。

これをもって、通告書による一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

(午後 3時50分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 山 崎 昭 次

署 名 議 員 宮 寄 光 一